

清瀬市
第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

令和3年3月

清 瀬 市

安全・安心な地域生活の実現に向けて

本市では、障害者施策の総合的な計画である「清瀬市障害者計画」の実施計画として「清瀬市障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、障害のある方が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス及び相談支援を提供する基盤整備を推進してまいりました。

また、国においては、障害者虐待防止法や障害者差別解消法などの障害福祉関係の法整備が行われ、平成30年4月には障害者雇用促進法が一部改正されるなど、障害福祉の制度は目まぐるしく変化しています。

こうした国の動向に対応しつつ、本市は、これまでの取り組みを一層充実していくために令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。この計画では、「『親なき後』を見据えた支援」、「障害者虐待の対応・防止」、「制度の狭間にいる方への支援」を重点項目として、安全・安心な地域生活の実現に向けた、サービス量の見込み、またサービスを確保するための方策を示しています。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携協働のもと、人と人とのつながり、地域社会とのつながりを大切にする「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」のスローガンをすすめるために、互いに助け合い、自らが主役となって暮らせるまちを目指します。そして、障害の有無にかかわらず、乳幼児期から各ライフステージに応じた支援を受けられるよう、地域共生社会の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、インタビューにご協力いただいた市民の皆様、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会及び地域自立支援協議会の委員の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

清瀬市長 **渋谷 金太郎**



Q

「障害者計画」「障害福祉計画」とは何ですか？

A

障害のある方についての市の計画には、**障害者計画**と**障害福祉計画**の2つの計画があります。

障害者計画は、障害のある方の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定めた、「障害者基本法」に基づく中長期的な計画です。

もう1つの**障害福祉計画**は、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づく3年間の短期的な計画です。サービスや相談支援が計画的に提供されることで、障害のある方等が自立した日常生活、社会生活を営むことができることを目指します。

2つの計画は、例えるならば、
“車の両輪”といえます。

障害のある方の
生活全般に関する
基本的な事項
を

清瀬市
障害者計画

サービスを
計画的に提供
するために
定める計画

清瀬市第6期障害福祉計画
・第2期障害児福祉計画

目 次

第1部 総論	1
第 1 章 計画の策定にあたって.....	3
1. これまでの流れと計画の改定に向けて.....	3
2. 近年の流れ.....	4
3. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の位置づけ.....	5
4. 計画の対象.....	6
5. 計画の期間について.....	7
第 2 章 清瀬市の障害のある方の現況と課題.....	9
1. 清瀬市の人口.....	11
2. 障害のある方の現況.....	12
3. 自立支援給付費等決算（予算）額.....	17
4. サービス整備状況マップ.....	18
5. 障害のある方をささえる清瀬市のしくみ.....	20
6. 障害福祉サービス事業所数と定員数.....	21
7. 特別支援学校インタビュー.....	22
第2部 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	27
第 1 章 障害福祉計画・障害児福祉計画に関する基本的理念.....	29
1. 第5期障害福祉計画（平成30～令和2年度）の数値目標の達成状況.....	30
2. 第6期障害福祉計画（令和3～5年度）の成果目標.....	34
3. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における重点項目.....	39
第 2 章 障害福祉サービス等の充実.....	41
1. 訪問系サービス.....	41
2. 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）.....	42
3. 居住系サービス.....	45
4. 相談支援.....	47
第 3 章 障害児支援の充実（第2期障害児福祉計画）.....	51
1. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等.....	51
2. 発達障害者に対する支援.....	54
第 4 章 地域生活支援事業.....	55
1. サービスの内容.....	55
2. 第5期の実績と第6期の見込み.....	57
3. 第6期のサービス見込み量等を確保するための方策の内容.....	59

第3部 計画の円滑な運営に向けて	63
1. 計画の円滑な運営に向けて.....	65
第4部 資料	69
1. 清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会運営要綱.....	71
2. 計画策定委員会委員名簿.....	72
3. 計画策定委員会開催概要.....	73
4. パブリックコメント及び市民説明会の実施.....	73
5. 用語解説.....	74

第1部

総論

第 1 章 計画の策定にあたって

1. これまでの流れと計画の改定に向けて

本市では、平成 30 年 3 月に「清瀬市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定し、「共生社会の実現に向けて」を基本理念として、障害福祉施策の推進と、障害福祉サービス等の提供体制の構築に取り組んできました。

国においては、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、全国の都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、その後、国連が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革の動きがあり、平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。

平成 23 年 8 月には「障害者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育の配慮等の新たな視点が盛り込まれ、さらに、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、新たなサービス提供体制として平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。目的規定において「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする新たな基本理念が法律に規定されました。

そして障害者の範囲に難病等が加わり、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立、平成 28 年 4 月に施行され、平成 28 年 6 月には児童福祉法の一部改正により、全国の都道府県及び市町村において、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本市では、令和 2 年度で現行の「清瀬市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」の計画期間が終了となることから、これらの障害者制度改革の動向や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく国の指針を踏まえ、令和 3～5 年度までの「清瀬市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定し、地域で暮らしやすいサービスの提供体制を維持・発展させてまいります。

2. 近年の流れ

平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者自立支援法」の成立（平成 18 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> …障害福祉サービス提供主体を市町村に一元化。 …障害種別（身体・知的・精神）に関わりなく福祉サービスを共通の制度で提供。
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連総会において採択 <ul style="list-style-type: none"> …障害者の尊厳と人権、基本的自由を尊重し、障害者の権利の実現のための措置等を規定。 ◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> …建築物と交通施設におけるバリアフリー施策を総合的・一体的に推進。
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」の成立 <ul style="list-style-type: none"> …「発達障害」を福祉サービスの対象とする。 …福祉サービスの自己負担を「応益負担」から「応能負担」へ（平成 24 年 4 月施行）
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 <ul style="list-style-type: none"> …障害者の定義に「発達障害」を含むことを明記。 …国連の「障害者の権利条約」批准に向けた国内法の整備を目指す。 ◆「障害者虐待防止法」の成立（平成 24 年 10 月施行） <ul style="list-style-type: none"> …障害者虐待の禁止、早期発見・早期支援を目的とする行政機関の役割を法定化。
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立 <ul style="list-style-type: none"> …平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となる。障害者の範囲に難病等を追加。 ◆「障害者優先調達推進法」の成立 <ul style="list-style-type: none"> …障害者就労施設等から優先的に物品調達することを努力義務化。 ◆「児童福祉法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> …発達障害児も障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられる。
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立（一部を除き平成 28 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> …障害を理由とする差別的取扱い等を禁止、合理的配慮の提供を義務化。
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者権利条約の批准 <ul style="list-style-type: none"> …平成 18 年 12 月、国連総会で障害者権利条約が採択されてからおよそ 7 年、日本が平成 26 年 1 月 20 日、障害者権利条約を批准。 ◆「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> …医療保護入院の手続きを見直し。
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立 <ul style="list-style-type: none"> …乳幼児期から高齢期までの切れ目ない発達障害者の支援の重要性を規定。 ◆「児童福祉法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> …都道府県及び市町村において「障害児福祉計画」の策定が義務化。
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> …福祉サービスに「自立生活援助」「就労定着支援」を追加。 ◆「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> …法定雇用率の改定、精神障害者の雇用が義務化。

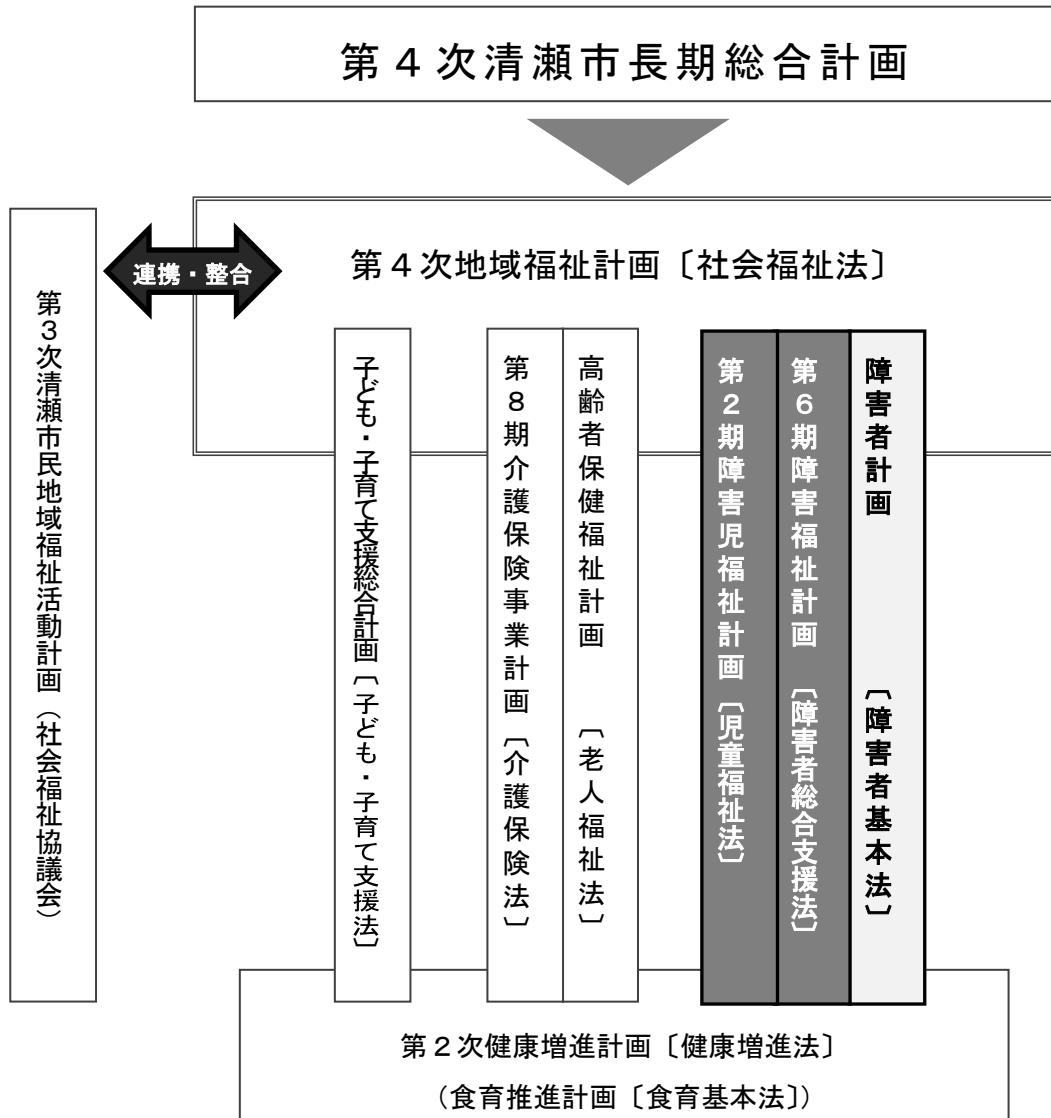
3. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の位置づけ

- 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第6条の2の2の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものです。
- 障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画にあたるもので、障害者施策を推進するための障害福祉サービスや就労支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供などの具体的な取り組みを定めるものです。
- この計画は、清瀬市長期総合計画をはじめとする関連する市の他の諸計画や、障害者基本法など障害のある人を巡る国の諸計画・法制度とも整合性を持つものです。

〔市の他計画及び計画期間〕

計画		計画期間	
市	第4次清瀬市長期総合計画	平成28～令和7年度（10年間）	
	地域	第4次地域福祉計画	平成30～令和8年度（9年間）
	子ども	子ども・子育て支援総合計画	令和2～6年度（5年間）
	障害児・者	障害者計画	平成30～令和5年度（6年間）
		第6期障害福祉計画	令和3～5年度（3年間）
		第2期障害児福祉計画	令和3～5年度（3年間）
	高齢者	高齢者保健福祉計画	令和3～5年度（3年間）
		第8期介護保険事業計画	令和3～5年度（3年間）
	健康	第2次健康増進計画 （食育推進計画）	平成30～令和5年度（6年間）
		第2期データヘルス計画	平成30～令和5年度（6年間）
		第3期特定健康診査等実施計画	平成30～令和5年度（6年間）
	社会福祉協議会	第3次清瀬市民地域福祉活動計画	平成28～令和3年度（6年間）

〔本計画の位置づけ〕



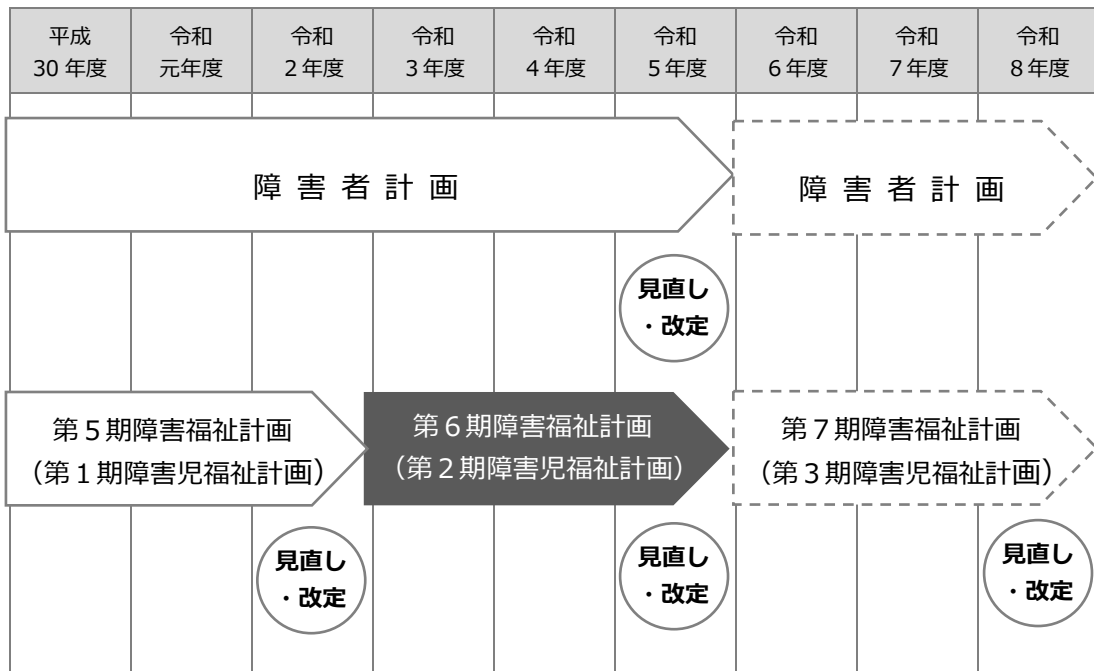
4. 計画の対象

- この計画は市民、事業所（企業等含む）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。
- また、この計画で対象とする障害者（障害のある人）とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能障害があり、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に制限をうける状態にあって、支援を必要とする人を言います。
- 障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障害を有する人を含み、障害のある児童、高次脳機能障害の人や難病患者も対象とします。

5. 計画の期間について

- 「清瀬市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」は、令和2年度を目標年度として数値目標を設定しました。
- 今回策定した「清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」では、引き続き令和3～5年度までの3年間の障害福祉サービス等の量の見込み及びその確保策等について定めます。

〔本計画の期間〕



第 2 章 清瀬市の障害のある方の現況と課題

〔清瀬市の人口〕

- 市の人口は平成30年まで微増の傾向にありましたが、令和元年に減少に転じています。
- 高齢人口は平成28年以降、2万人以上を維持しながら増加しており、高齢化率は令和2年で28.2%となっています。

〔障害者（児）数の動向〕

- 令和2年度の清瀬市の総人口は平成27年度から262人増加しています。障害者手帳の所持者数は、身体障害が微減、知的障害、精神障害は増加しています。
- 身体障害者（「身体障害者手帳」所持者）について、肢体不自由が約5割で過半数を占め、膀胱・直腸障害が増加しています。等級別で見ると、1級が34.6%（820人）ともっとも多くなっています。心臓障害、腎臓障害、視覚障害は1級、肢体不自由、膀胱・直腸障害は4級、聴覚障害は6級がもっとも多くなっています。年齢別にみると、65歳以上が約7割を占めています。
- 知的障害者（「愛の手帳」所持者）について、等級別で見ると、4度が48.9%（179人）ともっとも多くなっています。年齢別にみると、18～65歳未満の割合が増加しており、令和元年度以降では7割を超えています。
- 精神障害者（「精神障害者保健福祉手帳」所持者）について、等級別で見ると、2級が56.3%（564人）ともっとも多くなっています。また、1級から3級ともに増加傾向にあります。
- 発達障害者は、本人および周囲も「発達障害」に気づいていない人も多くいます。厚生労働省によると発達障害の人はその疑いがある人も含めると全国に700万人いると推計され、小中学生の6.5%程度に発達障害の可能性があると調査結果がありますが、その実態はつかめていません。
- 高次脳機能障害は、事故や脳卒中などで脳が損傷を受けたことにより、注意力や集中力の低下、記憶障害、感情や行動の抑制が利かないなどが生じます。損傷部位や年齢などで症状に個人差が大きく、外見上もわかりにくいため本人はもちろん家族も障害に気づきにくく周囲の理解を得にくい特徴があります。平成20年の東京都の推計では都内に約5万人がいるとされていますが実態はつかめていません。

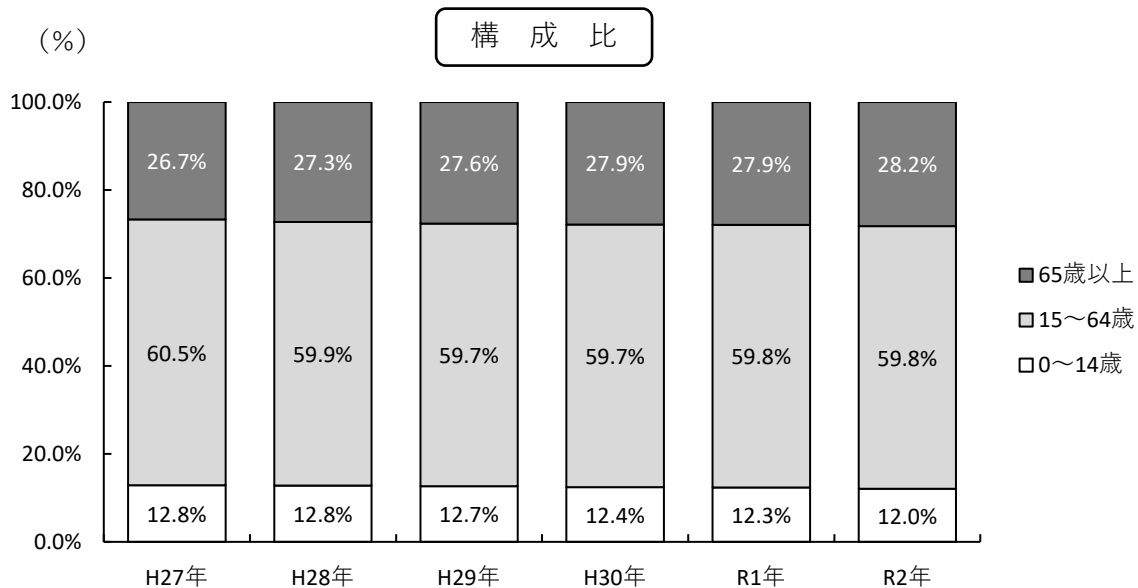
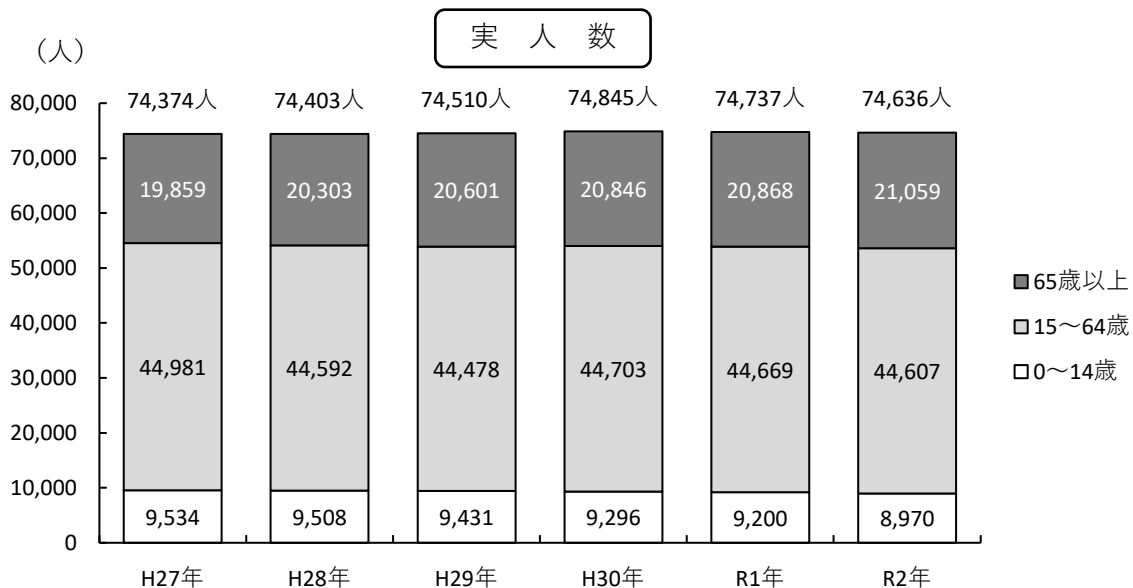
- 難病等医療費助成認定者数は、平成 27 年に指定難病が増加したこともあり、平成 28 年度に 838 人まで増加し、その後減少傾向にあります。
- 平成 29 年度から市立小学校に特別支援教室が設置されました。特別支援学級（知的・情緒）・特別支援教室・通級指導学級に通う小学生は増加しており、令和 2 年 4 月現在、306 人が通っています。また、特別支援学級・特別支援教室に通う中学生は 61 人です。特別支援学校在籍者は、小学部が 31 人、中学部が 23 人、合計 54 人です。

〔自立支援給付費等決算額〕

- 財政状況について、自立支援給付費等決算額は年々増加しており、平成 26 年度から比べると、令和 2 年度（当初予算額）では約 6 億円増加しています。
- 障害福祉サービス事業所の整備状況について、市内の事業所数は居宅介護 12 事業所、短期入所 8 事業所、生活介護 9 事業所、共同生活援助 17 事業所、就労継続支援 B 型 9 事業所、計画相談支援 9 事業所、児童発達支援 2 事業所、放課後等デイサービス 8 事業所となっています。

1. 清瀬市の人口

〔清瀬市の人口〕

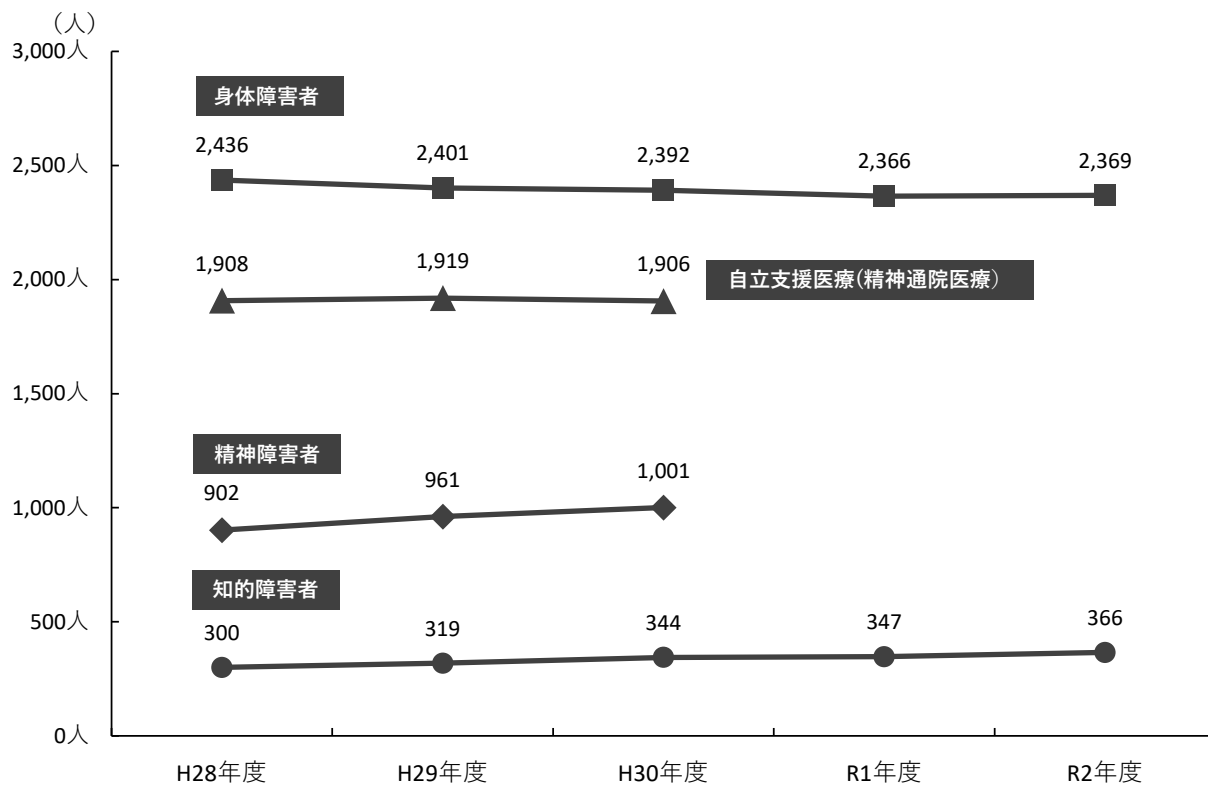


※実績値は市の統計資料より、各年1月1日現在

2. 障害のある方の現況

(1) 手帳所持者数等

〔障害者手帳所持者数等の推移〕

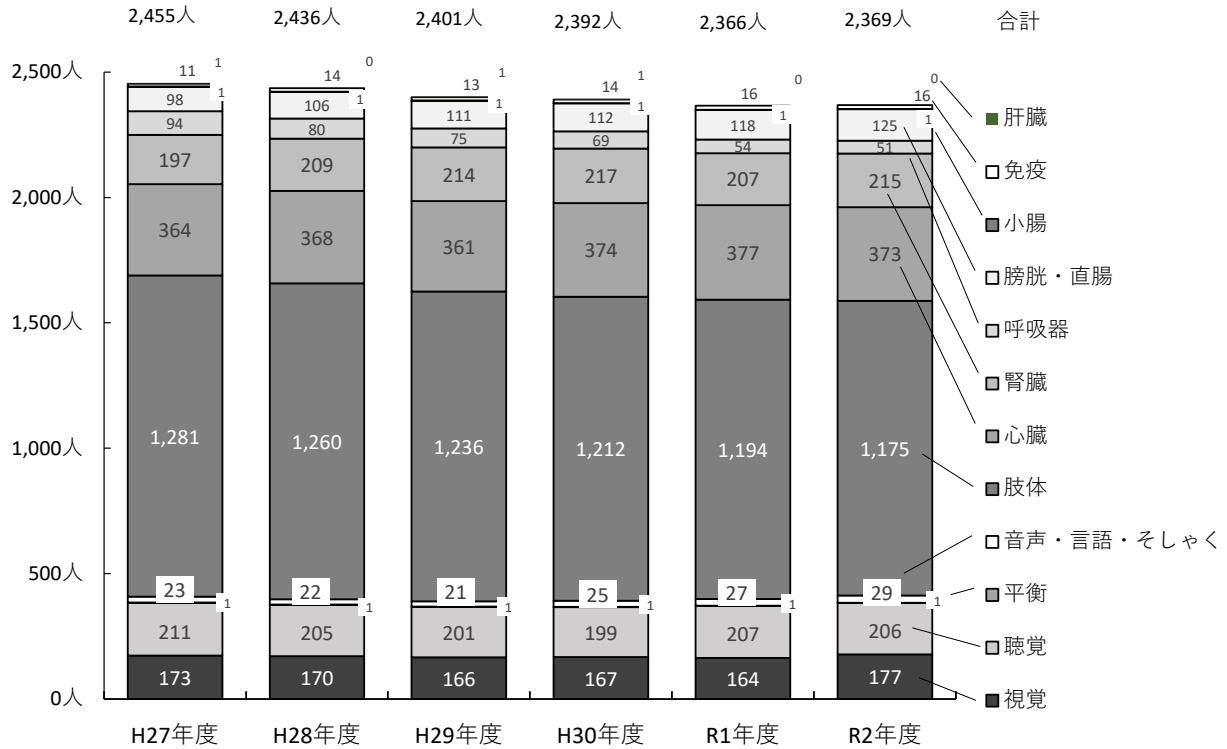


※身体・知的障害者数は、各年度4月1日現在の所持者数（障害福祉課調べ）

※精神・自立支援医療は「東京都の精神保健福祉の動向 多摩地域編」より

※自立支援医療は、東京都立中部総合精神保健センターによる。各年度9月末時点

〔身体障害者・障害種別の推移〕



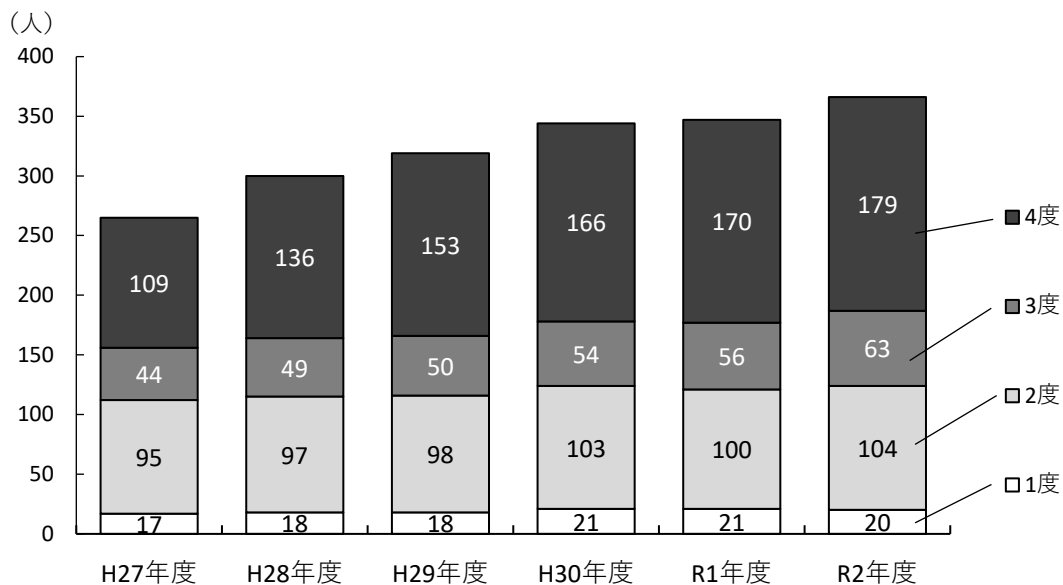
※各年度4月1日時点の登録者数
 ※複数障害のある場合、主障害のみを算定
 ※肝臓機能障害は平成22年4月1日より認定

〔身体障害者・障害種別・等級別〕 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	60	45	9	18	34	11	177
聴覚	9	46	18	57	0	76	206
平衡	0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく	1	2	17	9	0	0	29
肢体	246	246	194	296	142	51	1,175
心臓	269	3	40	61	0	0	373
腎臓	214	0	0	1	0	0	215
呼吸器	13	1	26	11	0	0	51
膀胱・直腸	3	0	6	116	0	0	125
小腸	0	1	0	0	0	0	1
免疫	5	3	5	3	0	0	16
肝臓	0	0	0	0	0	0	0
合計	820	347	315	572	177	138	2,369

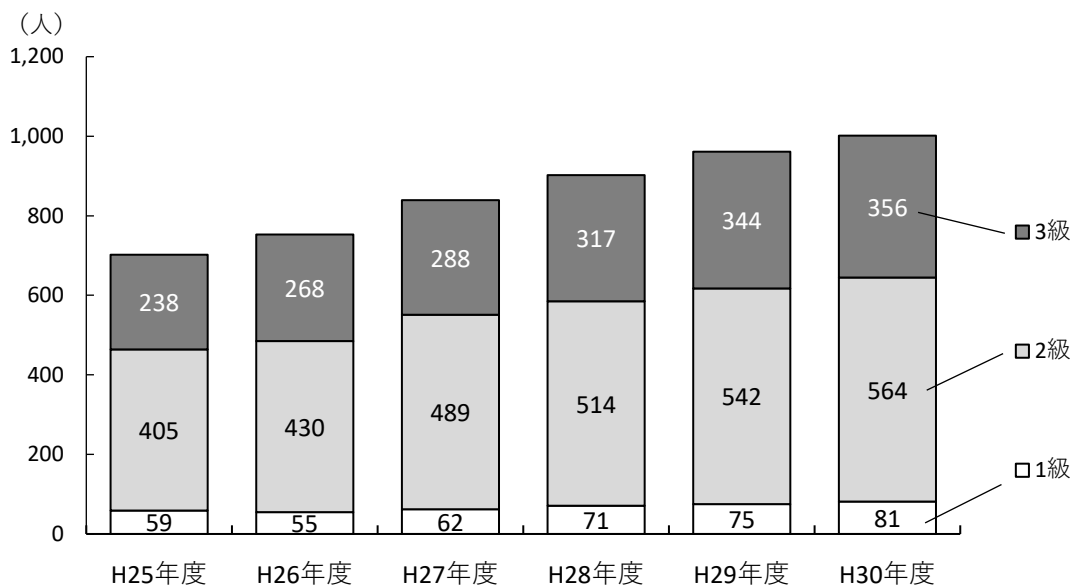
※令和2年4月1日現在の登録者数

〔知的障害者・等級別認定者数の推移〕



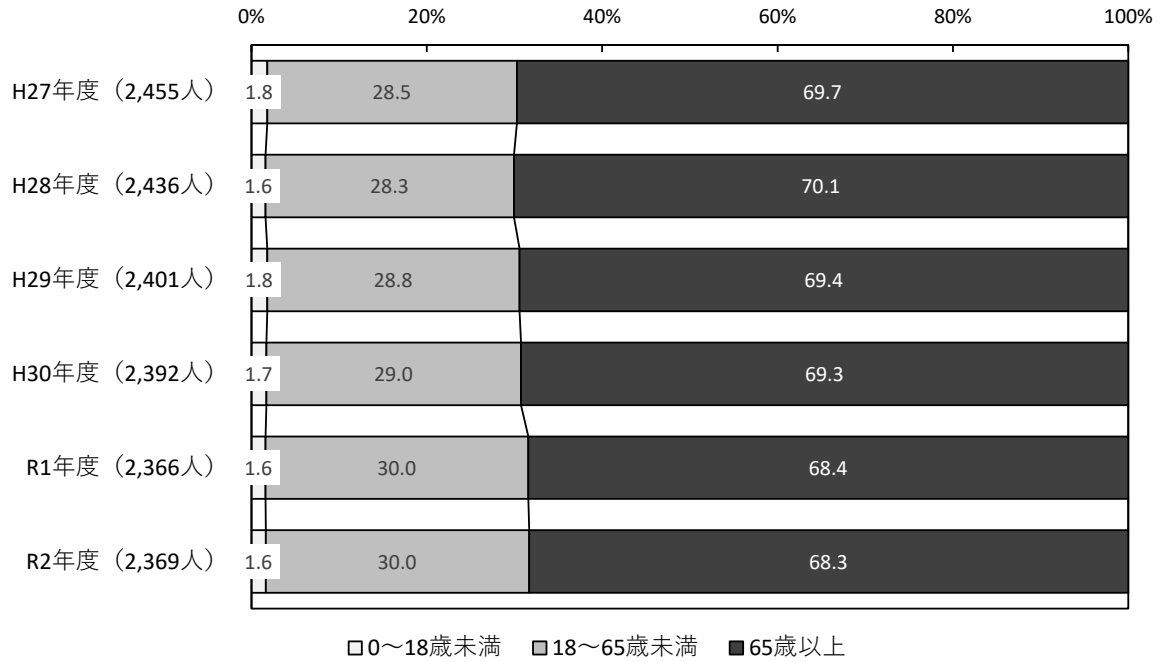
※各年度4月1日時点の登録者数

〔精神障害者・等級別認定者数の推移〕



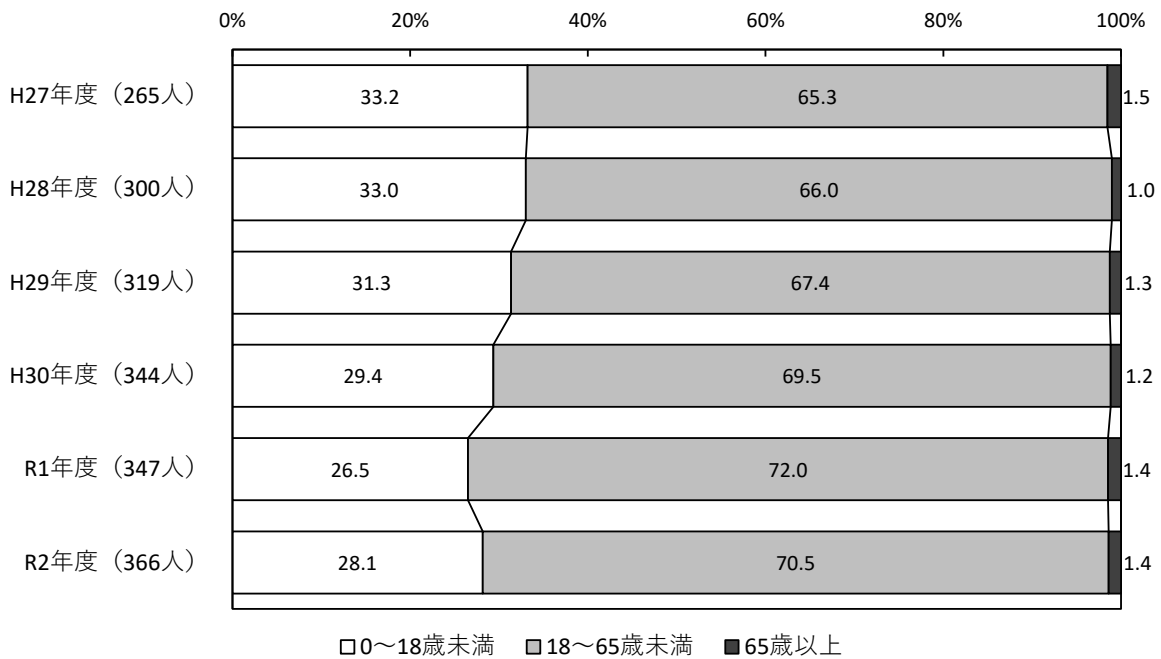
※精神障害者の手帳は2年ごとの更新のため、当該年度の数は前年度と前々年度の交付件数を合計して推計値としている（資料：「精神保健福祉の動向」東京都立多摩総合精神保健福祉センター編）

〔身体障害者・年齢別の推移〕



※各年度4月1日時点の登録者数

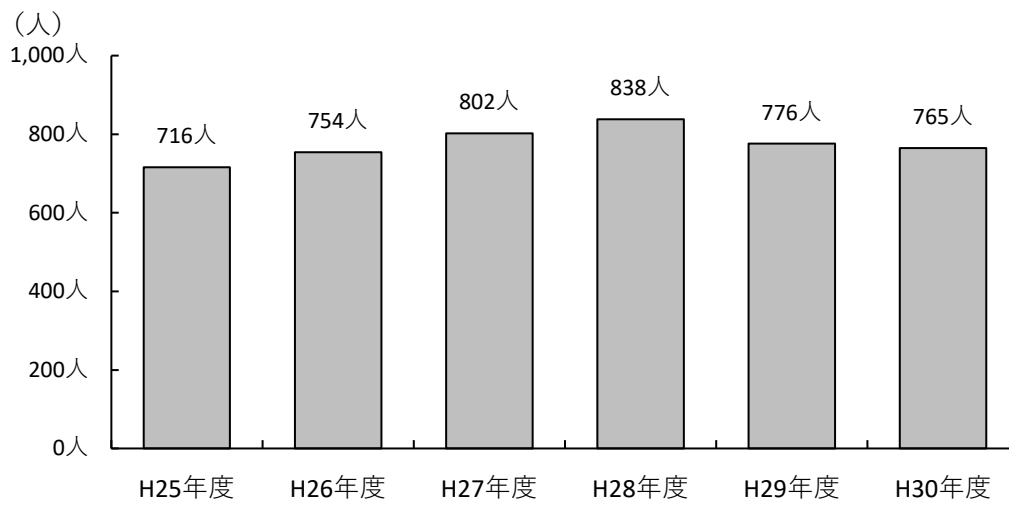
〔知的障害者・年齢別の推移〕



※各年度4月1日時点の登録者数

(2) 難病等医療費助成認定者の数

〔難病等医療費助成認定者数〕

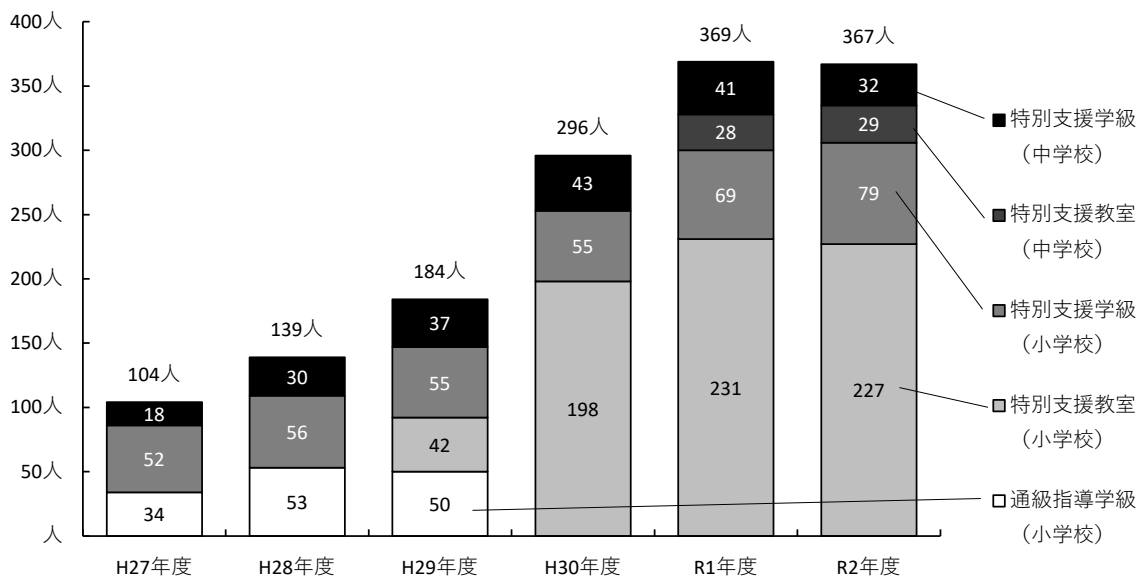


※各年度3月31日現在

※東京都福祉保健局「年報」衛生統計年報編 12 保健衛生「特殊疾病認定患者数」より

(3) 児童・生徒の状況

〔特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童・生徒数の推移〕



〔特別支援学級・特別支援教室の児童・生徒数〕 (単位：人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
特別支援教室 (小学校)	0	29	50	50	47	51	227
特別支援学級 (清瀬小学校)	3	5	8	3	11	10	40
特別支援学級 (第七小学校)	4	8	9	6	6	6	39
特別支援教室 (中学校)	0	20	9				29
特別支援学級 (清瀬中学校)	8	13	11				32
合 計	15	75	87	59	64	67	367

※令和2年4月1日現在

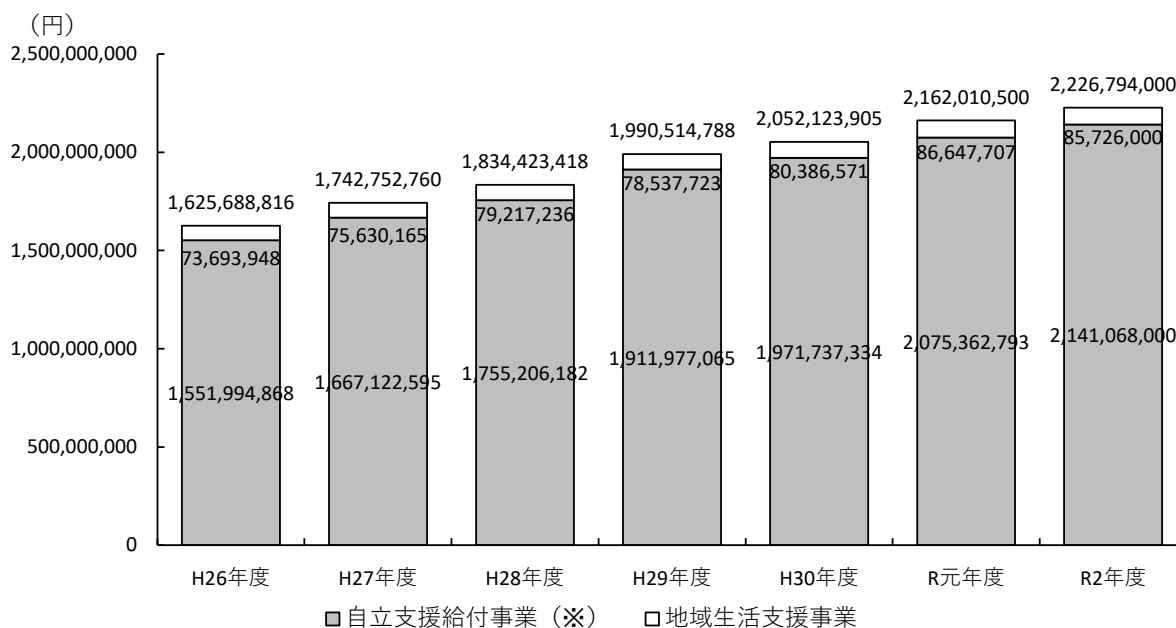
〔特別支援学校の児童・生徒数(学年別)〕 (単位：人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学部	3	3	7	4	8	6	31
中学部	9	5	9				23
合 計	12	8	16	4	8	6	54

※令和2年4月1日現在

3. 自立支援給付費等決算(予算)額

〔自立支援給付費等決算(予算)額の推移〕



(※) 自立支援給付事業は児童福祉法サービス、補装具、更生育成医療等を含む

4. サービス整備状況マップ

サービス整備状況マップ

R3.1.1 現在

居宅介護	生活介護	児童発達支援
重度訪問介護	施設入所支援	放課後等デイサービス
同行援護	共同生活援助	保育所等訪問支援
行動援護	自立訓練(機能訓練)	日中一時・緊急一時保護
移動支援	就労移行支援	計画相談
生活サポート	就労継続支援(A型)	地域活動支援センター
短期入所	就労継続支援(B型)	就労支援センター

地域生活支援センター どんぐり



元町 1-13-24
☎042-495-5110
相談時間：
月～金曜日
9:00～20:00
土曜日
13:00～20:00

主に地域で生活する精神障害者の日常的な相談に応じています。サービス等利用計画を作成します。創作活動等の提供や、社会との交流の促進等を行っています。

市役所 障害者



子どもの発達支援・交流センター とことこ

子どものこと



竹丘 1-15-8
☎042-495-3030
相談時間：
月～金曜日 9:30～17:00
(12:00～13:00 除く)

本人(0～18歳)やお子さんの発達に不安を持つご家庭とその関係者を対象に支援を行っています。

■相談支援

専門分野のスタッフが相談をお受けします。サービス等利用計画を作成します。

■発達支援

- ・専門発達支援 (0～18歳のご本人)
- ・通園支援 (3～6歳のお子さん)
- ・母子支援



■地域支援

- ・巡回相談指導
- ・研修・講座、講師の派遣
- ・関係機関との連携



障害者就労支援センター ワークル・きよせ



元町 1-9-14
☎042-495-0010
開所時間：
月～金曜日
9:00～17:00

障害者が地域で自立して生活を続けるために、就労支援相談、職場の開拓、求職活動等支援、準備訓練、職場実習、職場定着、離職時の調整や再チャレンジの支援、関連機関との連絡調整や日常生活上(健康管理、生活支援、対人関係等)の問題に関する相談を行いながら、障害者の働きたいという気持ちを応援します。

就労のこと

入所施設

- 清瀬喜望園【身体障害者(内部障害)、知的障害者】
- 清瀬療護園【身体障害者】
竹丘 3-1-72
☎042-493-5551(清瀬喜望園) / ☎042-493-5552(清瀬療護園)
- 清瀬作業所【身体障害者】
松山 2-18-2
☎042-491-1236
- ひだまりの里 きよせ【知的障害者】
梅園 3-1-30
☎042-497-8881



障害福祉課



中里 5-842
☎042-497-2072・2073

障害者制度全般。
虐待による障害者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐために、障害者虐待防止センターを設置しています。

手帳やサービス
障害者制度全般
のこと

障害者福祉センター (清瀬市社会福祉協議会)

身体・知的
障害者向け

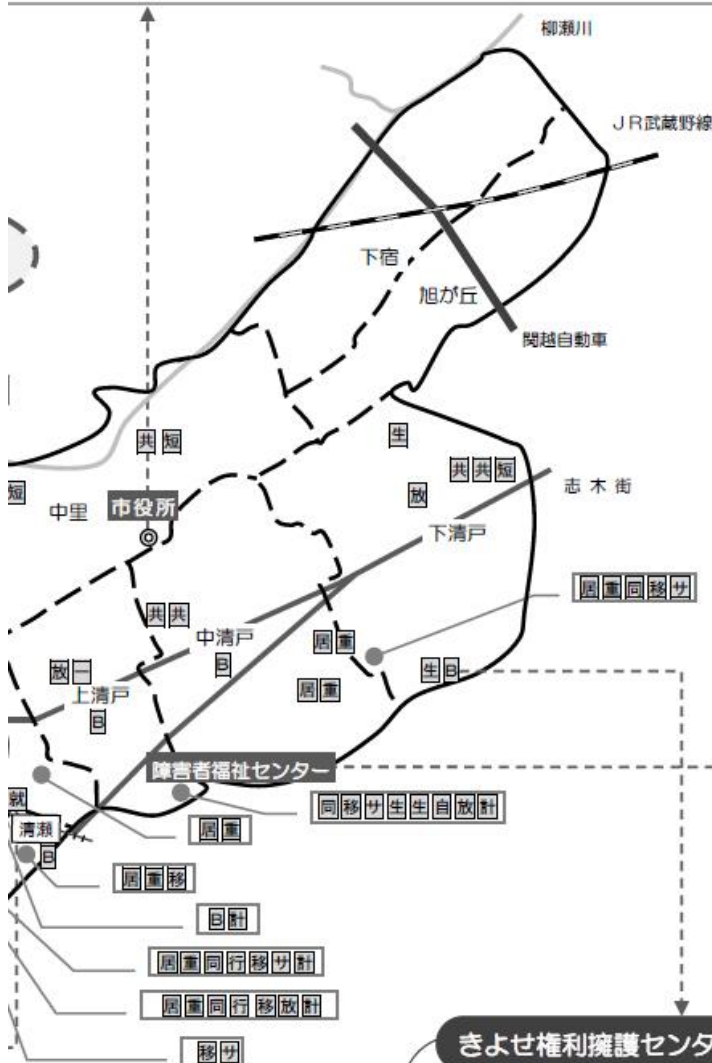
身体障害者を対象とした生活介護事業所と機能訓練事業所、知的障害者を対象とした生活介護事業所、さまざまな障害をお持ちの方の余暇活動を支援する地域活動支援センター、心身障害児の放課後デイサービスを実施しています。

- 身体障害者 生活介護事業 (のぞみ生活介護事業所)
- 身体障害者 機能訓練事業
- 知的障害者 生活介護事業 (清瀬ひまわり園)
- 地域活動支援センター事業
- 放課後等デイサービス事業 (学童クラブのびのび)
- 同行援護事業 ■ 移動支援 ■ 生活サポート
- 入浴サービス事業



上清戸 1-16-62
☎042-495-5511
受付時間：
月～金曜日
8:30～17:00

- 清瀬市社会福祉協議会 相談支援事業
主に身体や知的の障害をお持ちの方とご家族を対象に、生活上の困りごとや福祉サービスの利用に関する相談支援を行っています。サービス等利用計画を作成します。
当センター内 (受付時間はセンターと同様)
☎042-495-5513



知的障害者 (内部障害)

42-493-3235 (清瀬療護園)



きよせ権利擁護センター あいねっと

下清戸 1-212-4
コミュニティプラザひまわり 2階
(清瀬市社会福祉協議会)
☎042-495-5573
受付時間:月～金曜日 8:30～17:00

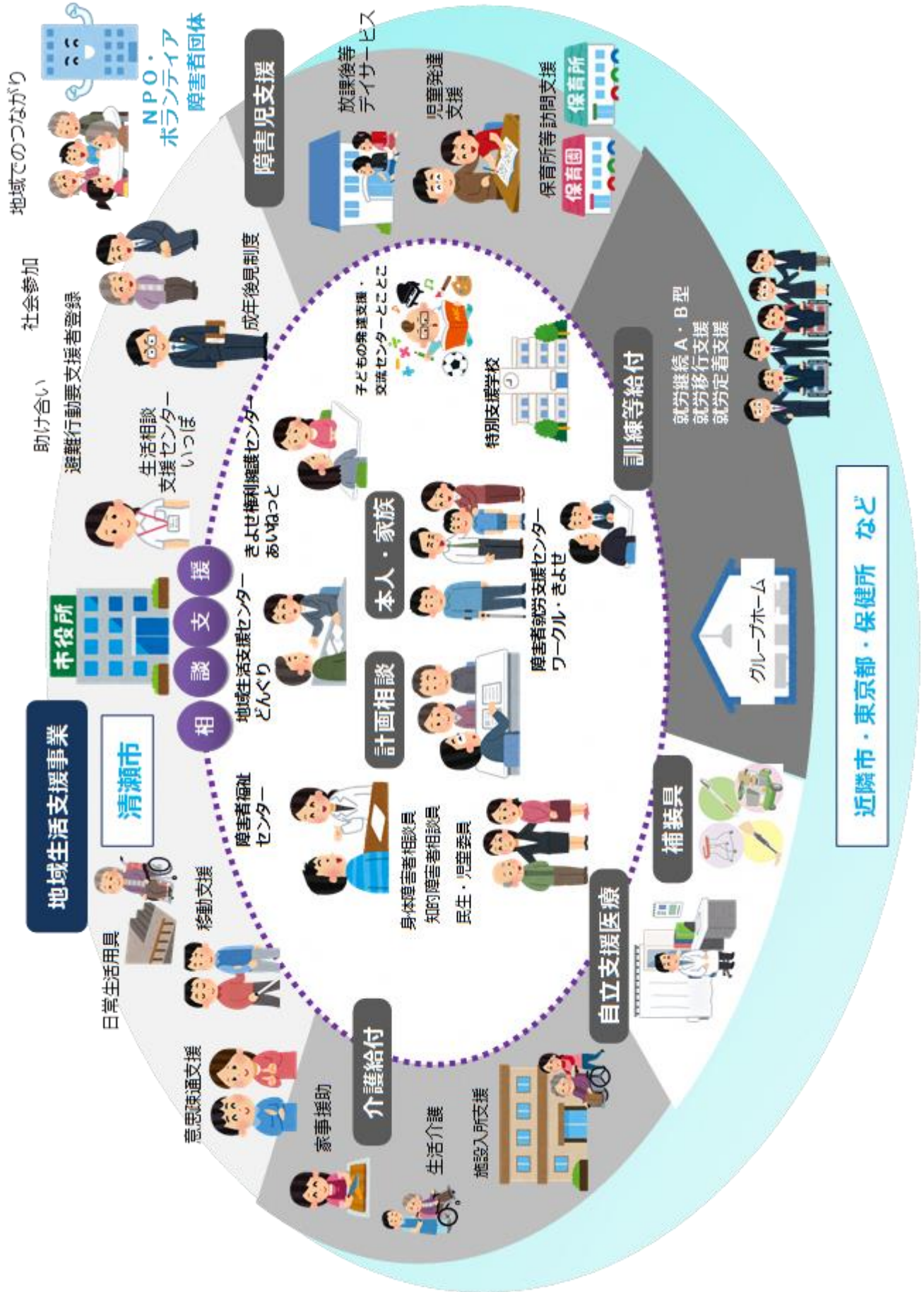
権利擁護
のこと



高齢者や知的障害・精神障害などのある方が、住みなれた地域で安心して暮らせるようお手伝いをします。

- 成年後見制度
- 地域福祉権利擁護事業
- 福祉法律専門相談
- 成年後見専門相談
- 福祉サービスに関する苦情相談
- 後見人サポート
- 市民向けセミナー、出前講座

5. 障害のある方をささえる清瀬市のしくみ



6. 障害福祉サービス事業所数と定員数

〔地域別事業所数と定員数〕

	合計	上清戸	元町	中清戸	下清戸	中里	野塩	松山	竹丘	梅園
居宅介護	12		2	1	2		1	3		3
重度訪問介護	11		1	1	2		1	3		3
同行援護	5	1			1			2		1
行動援護	3							2		1
短期入所	8 (29)				1 (2)	2 (5)	3 (4)		1 (8)	1 (10)
生活介護	9 (343)	2 (49)			2 (40)		1 (34)	1 (40)	2 (120)	1 (60)
施設入所支援	4 (210)							1 (30)	2 (120)	1 (60)
共同生活援助	16 (115)			2 (14)	2 (14)	2 (27)	4 (25)	3 (16)	3 (19)	
自立訓練（機能訓練）	1 (8)	1 (8)								
就労移行支援	1 (20)							1 (20)		
就労継続支援 B 型	9 (221)	1 (10)		1 (20)	1 (10)		1 (39)	4 (130)		1 (12)
自立生活援助	1								1	
計画相談支援	9	1	1					3	2	2
児童発達支援	2 (40)								1 (10)	1 (30)
放課後等デイサービス	8 (80)	2 (20)	1 (10)		1 (10)			1 (10)	1 (10)	2 (20)
保育所等訪問支援	1									1
移動支援	8	1	1		1			3	1	1
生活サポート	7	1	1		1			1	1	2
日中一時支援	2	1							1	
地域活動支援センター※	2		1						1	
就労支援センター	1		1							
合計	121	11	9	5	14	5	11	28	17	21

※令和2年12月現在の障害福祉課が把握している令和2年3月までの閉所及び開設予定の事業所を含む

※（ ）内は、定員数

○上記は清瀬市内のサービス事業所の整備状況であり、実際には市外の事業所を利用している方もいます。

7. 特別支援学校インタビュー

本計画の策定にあたり、一人一人がどのように暮らしているのか、より深く何うため、特別支援学校に通う方に密着取材しました。

■学校の概要

○東京都立清瀬特別支援学校
住所:東京都清瀬市松山 3-1-97



■どんな学校？

知的障害のある児童生徒が合計約 360 名在籍しています(小学部が約 150 名、中学部が約 90 名、高等部が約 120 名)。

クラス編成は定員6～8名の普通学級と定員3名の重度・重複学級があります。

校舎の規模と配置の適正化のため、令和3年4月に高等部が東久留米市野火止に新設される「東京都立東久留米特別支援学校」に分離移転します。



校舎外観

■通学区域

清瀬市・東久留米市・東村山市の3市全域です。

■卒業後の進路は？

高等部2年次から、カリキュラム(教育課程)が「職業自立類型」と「職業基礎類型」に分かれます。いずれのカリキュラムも、自立した社会生活を見据えた学習を積みながら、生徒個々の適性に応じた進路指導を行います。

卒業後は企業等への就職が約3割、就労継続支援B型が約3割、生活介護や施設入所などが約3割です。訓練校等に進学する生徒もいます。

現場実習などの就労に向けた具体的な取り組みは高等部になってからですが、小学部入学から「身の回りのことを自分でやる」「できないことは人をお願いする」「自分の役割を自覚する」など自立に向けた指導を行っています。目先の進路のみにとらわれず、より広い意味で将来の可能性を広げることが特別支援教育の役目です。(東川副校長)

■福祉との連携

多くの児童生徒が終業後に放課後等デイサービス(放デイ)に通っています。

学校と放デイ事業所が連携し、一人一人の児童生徒に合わせた対応方針を共有することが大切です。学校公開に招いたり、連絡会を開くなど、学校と放デイ事業所との情報共有の場を増やしています。



■どんな授業なの？

授業で使う教材は、教員が児童生徒の課題に合わせて用意します。

一人一人の課題の見極めや教材の工夫が、教員の腕の見せ所です。

授業は1コマ45～50分。生活に即したテーマを、具体的で様々な経験を通して学習できるようにすることが大切です。(外山校長)



一人一人の専用ラックに複数の課題を用意し、自ら取り組む「ワークシステム」



色・形に工夫を凝らしたパズル教材(教員自作)

■1日の流れ(例)

よてい	
1	きがえ
2	あさのかい
3	あさのうんどう
4	たいいく
5	ずこう
6	きゅうしょく
7	きがえ
8	かえりのかい
9	

小学部1年5組の時間割



ボールを使った発声練習(国語)

小学部4年生
Tさん

体を動かすことが大好きで、音楽が流れると自然とリズムを取って盛り上げてくれます。

友達と関わるのも大好きで、クラスの誰とでも仲良く遊んでいます。

(担任教員)

中学部3年生
Iさん



ローマ字を勉強中

好きな授業は保健体育で、走るのが得意です。
昼休みにはいつも友達とイス取りゲームをしています。音楽が好きなので、流れる音楽を止める担当をしています。

(Iさん)

高等部2年生
Iさん

計算が得意で、数学の問題を解くのが楽しいです。

卒業後はスーパーで働きたいです。実習は初日だけ大変でしたが、2日目以降はしっかりできました。(Iさん)



清掃は十八番



■学校の概要

【肢体不自由教育部門】

○東京都立小平特別支援学校(本校)

住所:東京都小平市小川西町 2-33-1

【病弱教育部門】

○武蔵分教室

住所:東京都小平市小川東町 4-1-1

国立精神・神経医療研究センター病院内 等



校舎外観

■どんな学校？

本校には肢体不自由がある児童・生徒が約 170 名在籍しています。

エレベータの他に1階から3階まで車いすで移動できるよう長いスロープが設置されています。

医療的ケアを必要とする児童・生徒も多く、全校生徒の3~4割が医療的ケアを必要としています。医療的ケアを行うために 30 名程の看護師が勤務しています。また、教員が約 80 名いる他に、介護の専門職として 30 名以上の学校介護職員が入っています。

武蔵分教室は、国立精神・神経医療研究センター病院に長期入院している児童・生徒のための病院内学級その他、多摩北部地域の病院に教員が訪問して授業を行う病院訪問部があります。合計66名の児童・生徒が在籍しています。(人数は令和元年度の延べ人数)



1階から3階までつながる長いスロープの総延長は 157m!



■卒業後の進路は？

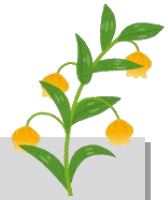
進学や就労者は毎年数人いますが、ほとんどの卒業生の進路は生活介護事業所です。生徒一人一人に合った企業や事業所と出会い、相談を進めるため、進路の専任がいます。学区域が9市にまたがるので、ほぼ毎日出張しています。

(支援部進路指導係 宮崎教諭)

通学区域は



- 小平市、清瀬市、東久留米市の全域
- 武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市のJR中央線北側の区域
- 東村山市、西東京市の一部地域



■どんな授業なの？

学年ごとに学級は編制されていますが、授業は障害の特性や個々の学習課題に応じて3つの教育課程に分かれています。

- ① 自立活動を主とする教育課程(健康の保持や身体の動きの改善を図り、コミュニケーション力を伸ばすこと等をねらった「自立活動」の授業を中心とした教育課程)
- ② 知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程(知的障害のある児童・生徒の教育課程)
- ③ 準ずる課程(学齢相当の内容の学習をする児童・生徒の教育課程)

いずれの教育課程も、集団指導と個別指導をバランスよくとりながら学習を行っており、クラス内の一体感や協調性を大切にしています。個別に指導計画を作成し、1つの授業で同じ題材を扱いながら、指導目的は一人一人の児童・生徒に合わせて定めています。

■1日の流れ(例)

知的障害を併せ有する児童生徒の教育課程

	小学部高学年	高等部
8:40	朝の会	朝の会
	算数	日常生活の指導
10:00	自立活動	国語
11:00	音楽 日常生活の指導	数学
12:00	給食 休憩	給食 休憩
13:00	日常生活の指導 自立活動	自立活動
14:00	国語	生活単元学習
15:00	体育	生活単元学習
15:40	帰りの会	帰りの会



立位台で姿勢保持

小学部5年生
Iさん

姿勢保持や型はめなどいろいろな課題に取り組んでいます。

苦手な課題ができるようになった時には、ついつい教員のほうが大喜びしてしまいます。(担任教員)



「型はめ」の課題



シール貼りで集中力を養う

高等部2年生
Kさん

美術の時間に絵を描いたり粘土をこねたりするのが好きです。英語の授業はあんまり…(笑)

卒業したら会社に就職して自立したいです。(Kさん)



ゲーム性を取り入れた自立活動

高等部2年生
Yさん

にぎやかで何事にもチャレンジするYさん。

みんなが躊躇していることに一番乗りで挑戦してくれるクラスのムードメーカーです。

(担任教員)

第2部

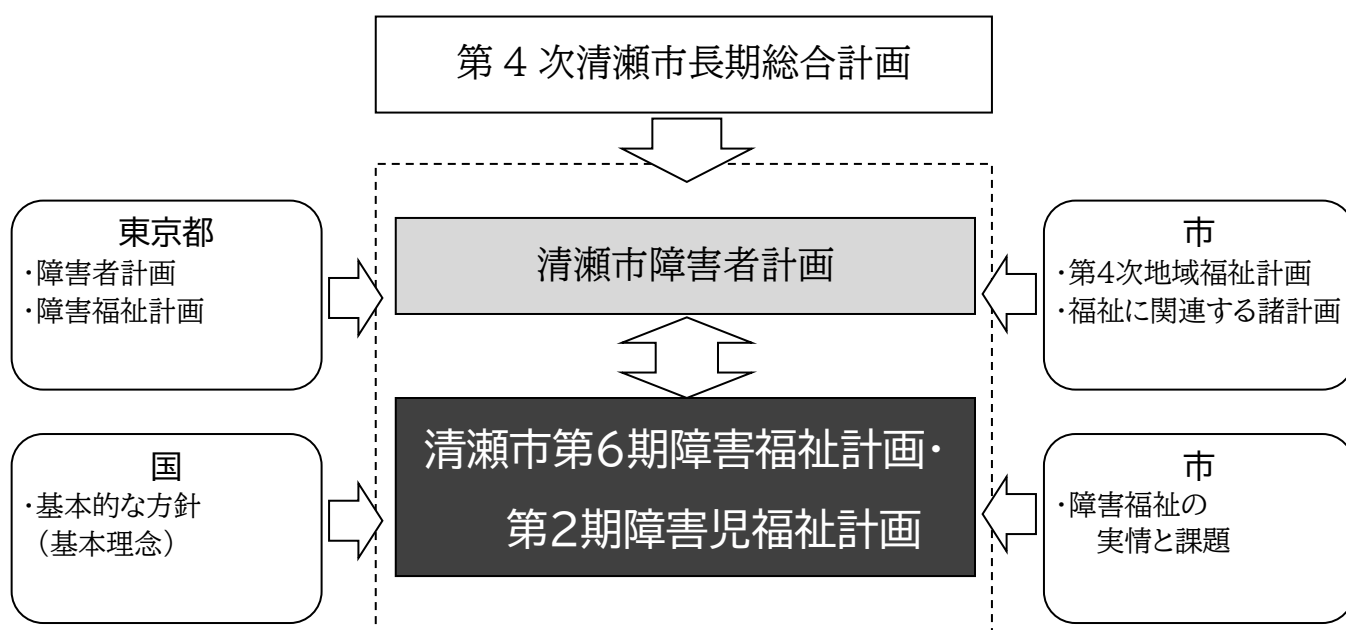
**第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画**

第 1 章 障害福祉計画・障害児福祉計画に関する基本的理念

障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するにあたり、配慮すべき基本的理念として以下の7点を国が定めています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

上記の基本理念に配慮しつつ、清瀬市の実情と課題を踏まえて清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定します。



1. 第5期障害福祉計画（平成30～令和2年度）の数値目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

① 地域生活移行者の増加

施設入所者の地域生活への移行においては、国・都から基準となる平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域に移行するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定しました。

② 施設入所者の削減

施設入所者数の削減においては、国・都から基準となる平成28年度末時点の施設入所者の2%を削減するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定しました。

【目標及び実績】

項目	目標値	実績値	考え方
【基準】 令和28年度末時点の施設入所者数（A）	50人		令和28年度末時点の施設入所者数
【成果目標①】 地域生活移行者数（B）	2人 （4%）	1人 （2%）	（A）のうち、令和2年度末までに施設から地域生活へ移行する人数
その他要因による退所者（C）		5人	（A）のうち、令和2年度末までに介護施設移行や死亡などの理由により退所する人数
新規入所者数（D）		8人	令和2年度末までに新たに施設入所支援が必要となる人数
令和2年度末の入所者数（E）	49人	52人	$(A) - (B) - (C) + (D)$
【成果目標②】 施設入所者削減数	0人 （± 0%）	△2人 （△ 4%）	$(A) - (E)$ 令和2年度末までに削減する施設入所者数

※実績値は令和2年9月末までの実績を基に算出

本市においては、地域生活移行の希望者に対して在宅生活に必要な相談支援等を行いましたが、地域生活移行者数は1人となり、目標値を下回りました。その他の要因により5人退所されました。

一方、障害の重度化や家族の高齢化などの理由により8人が新たに施設入所したため、令和2年度末の入所者数は52人となり、施設入所者削減数は△2人と目標値を下回りました。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①地域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

令和2年度末までに全ての圏域または市町村ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するという成果目標が国から示されました。

本市においては、清瀬市精神保健福祉担当者連絡会の役割を見直し、協議の場を設置しました。本連絡会において、精神障害者の地域生活において重要な「住まい」「災害時避難行動」について協議しました。また、自立した生活を営む上で重要な「就労」及び社会問題化している「引きこもり」について協議を行い、課題を整理・共有しました。

②精神病床における早期退院率について

入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とするという成果目標が国から示されました。

本市においては、退院可能な精神障害者を客観的に評価・分析することが難しいため、目標値を設定せず、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援を個別に行うことで、地域移行を促進させました。

(3)地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）の集約等を行う地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに市区町村、または圏域に少なくとも1つの拠点等を整備するという目標が、国から示されました。

本市においては、必要な機能の検討を行い、本市の実情に合った地域生活支援拠点等の在り方について検討している段階です。

(4)福祉施設から一般就労への移行促進

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行においては、国・都から基準となる平成28年度に福祉施設から一般就労に移行した人の1.5倍という目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定しました。

項目	目標値	実績値
【基準】平成28年度の一般就労移行者数		5人
【目標値】令和2年度の一般就労移行者数	8人 (1.5倍以上)	8人

※実績値は令和2年9月末時点

②就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業の利用者数においては、国・都から基準となる平成28年度の就労移行支援事業の利用者数の2割以上増加という目標が示されました。本市においては以下のように設定しました。

項目	目標値	実績値
【基準】平成28年度の就労移行支援事業の利用者数		19人
【目標値】令和2年度の就労移行支援事業の利用者数	23人 (2割以上増)	30人

※実績値は令和2年9月末時点

③就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率においては、国・都から就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にするという目標が示されました。本市においては、市内にある1か所の就労移行支援事業所の状況から、以下のように設定しました。

項目	目標値	実績値
【基準】平成28年度の一般就労移行率30%以上の割合		100%
【目標値】令和2年度の一般就労移行率30%以上の割合	100% (5割以上)	0% (※)

※一般就労移行率とは、4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労した方の割合

※実績値は令和2年12月末時点

※令和2年12月末時点で一般就労移行率が25%となっており未達成となっている。

④1年後の職場定着率

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始

した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすると国から示されました。

項目	目標値	実績値
【基準】 就労定着支援事業による支援を開始した時点		
【目標値】 支援開始から1年後の職場定着率	80% (8割以上)	78%

※実績値は令和2年9月末時点

(5)障害児支援の提供体制の整備等（新規）

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する、また、令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する、との目標が国から示されました。

本市においては日本社会事業大学附属子ども学園でどちらも実施されており、目標を達成しています。

②重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保する、という目標が示されましたが、本市においては市内の事業所で、障害状況に応じた受け入れについて調整しています。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける、という目標が示されました。

本市においては、一人ひとりの医療的ケア児に対する個別支援に取り組んでおり、包括的な連携を図るための協議の場を設けておりません。

2. 第6期障害福祉計画（令和3～5年度）の成果目標

第6期障害福祉計画の策定に向けて国の定める基本指針の見直しが行われました。本市では以下のように数値目標を設定することとします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

① 地域生活移行者の増加

施設入所者の地域生活への移行においては、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域に移行するとの目標が国から示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

② 施設入所者の削減

施設入所者数の削減においては、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減するとの目標が国から示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

【 目 標 】

項 目	数値（成果目標）	考え方
【基 準】 令和元年度末時点の施設入所者数（A）	56 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【成果目標①】 地域生活移行者数（B）	2 人 (3.5%)	(A)のうち、令和5年度末までに施設から地域生活へ移行する人数
その他要因による退所者（C）	6 人	(A)のうち、令和5年度末までに介護施設移行や死亡などの理由により退所する人数
新規入所者数（D）	8 人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要となる人数
令和5年度末の入所者数（E）	56 人	$(A) - (B) - (C) + (D)$
【成果目標②】 施設入所者削減数	0 人 (±0%)	$(A) - (E)$ 令和5年度末までに削減する施設入所者数

本市においては、施設入所者の障害の状況や本人・家族の希望を踏まえて地域生活への移行に取り組めます。その一方で、障害の重度化や家族の高齢化などの理由により施設入所のニーズは増えていくことが見込まれるため、令和5年度末までに施設入所者の総数を減らすことは難しいと考えています。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期障害福祉計画の成果目標に基づき、清瀬市精神保健福祉担当者連絡会の役割を見直し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議する場を設置しました。当連絡会は22機関24名が参加しており、今後もこの規模を保ちながら年3回程度開催し、地域生活に伴う様々な課題を整理した上で、精神障害者の暮らしを支える連携体制の構築について協議をしております。

なお、令和2年に示された国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域移行に関する目標値を下記のとおり設定しています。

項目	数値（成果目標）
精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数	平均316日以上
令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数	国が提示する推計式を用いて設定
精神病床からの退院率	入院後3か月時点…69%以上 6か月時点…86%以上 1年時点…92%以上

これらの成果目標については、都道府県が設定することとされているため、本市においては目標設定を行いません。

本市においては、引き続き病院、診療所、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員等と連携しながら、必要に応じて地域移行支援や地域定着支援等のサービスを活用し、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援することとします。必要となる障害福祉サービスの見込量については、第2章「障害福祉サービス等の充実」に掲載します。

(3)地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）の集約等を行う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討するという目標が国から示されました。

本市においては、面的整備を念頭に置き、必要な機能の検討や地域における支援体制の把握を行い、地域生活支援拠点等の在り方について継続検討します。設置後は、自立支援協議会等を活用した運営状況の検証が可能か検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行においては、令和元年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数の1.27倍以上、そのうち就労移行支援事業は1.3倍、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍を目指すという目標が国から示されました。

これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

【 目 標 】

項 目	数値 (活動指標)	考え方	
【基 準】 令和元年度の一般就労移行者数	13人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数	
【成果目標】 令和5年度の一般就労移行者数	17人 (1.27倍)	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数	
内 訳	【基 準】 令和元年度 就労移行支援事業による 一般就労移行者数	9人	令和元年度において就労移行支援事業所を退所し、一般就労した人の数
	【成果目標】 令和5年度 就労移行支援事業による 一般就労移行者数	12人 (1.3倍)	令和5年度において就労移行支援事業所を退所し、一般就労した人の数
	【基 準】 令和元年度 就労継続支援A型事業から 一般就労への移行者数	1人	令和元年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
	【成果目標】 令和5年度 就労継続支援A型事業から 一般就労への移行者数	1人 (1.26倍)	令和5年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
	【基 準】 令和元年度 就労継続支援B型事業から 一般就労への移行者数	3人	令和元年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数
	【成果目標】 令和5年度 就労継続支援B型事業から 一般就労への移行者数	4人 (1.23倍)	令和5年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数

②就労定着支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業の利用者数においては、令和5年度における就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用するという目標が国から示されました。本市においては以下のように設定します。

【目標】

項目	数値（活動指標）	考え方
【基準】 就労移行支援事業による 一般就労移行者数		
【成果目標】 就労定着支援事業を利用する 者の割合	7割 (7割以上)	令和5年度末において、就労移行支援事業により一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

③就労定着率に関わる事業所の割合

就労定着支援事業の就労定着率については、令和5年度末において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を、全体の7割以上とするという目標が国から示されました。本市においては、市内に就労定着支援事業所がないため、目標設定は行いません。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする、また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするという目標が国から示されました。

本市においては、日本社会事業大学附属子ども学園が児童発達支援センターとして機能しており、保育所等訪問支援も実施しているため、既に目標を達成しています。

②重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とするという目標が国から示されました。

本市においては、障害状況に応じた受け入れについて市内の事業所や相談支援専門員と調整しており、今後もこの取り組みを継続します。

また、新規事業所が設置される際には、重症心身障害児を支援する体制の整備を求めてまいります。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするという目標が国から示されました。

本市においては、一人ひとりの医療的ケア児に対する個別支援に取り組んでおり、包括的な連携を図るための協議の場を設けておりません。今後も個別支援に努めながら、必要に応じて協議の場及びコーディネーターの設置を検討します。

(6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するという目標が国から示されました。

本市においては、地域自立支援協議会の専門部会である相談支援部会において、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを引き続き検討します。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害福祉サービス等の利用実態を把握し、利用者が真に必要とするサービスを提供できているか検証を行うことが望ましいとされました。また、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するという目標が国から示されました。

本市においては、相談支援専門員等と連携して利用者が真に必要とするサービスを提供できているか適時検証を行うこととします。また、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有し、東京都と連携しつつ必要に応じて助言指導してまいります。

3. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における重点項目

国の基本的理念を踏まえながら、特に本市の課題とすべきことや、社会情勢が変化することで新たな対応が必要となることを重点項目として挙げています。

本計画期間（令和3～5年度）では、「安全・安心な地域生活」の観点から、次の3つを重点項目として設定します。

◆重点項目1 「親なき後」を見据えた支援

障害者等やその家族の高齢化が進むことで、主たる介護者がいなくなる「親なき後」の不安が広がっています。障害のある方が生涯にわたって地域で安心して住み続けるため、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進め、家族の急病等の緊急事態に対応できる体制づくりに取り組みます。

◆重点項目2 障害者虐待の対応・防止

障害者虐待が発生した際には、虐待を受けた障害者等の保護及び必要な措置に努め、障害者等の権利擁護に取り組みます。また、障害者虐待を未然に防ぐため、障害者等やその家族及び関係機関への支援に取り組むとともに、早期発見・早期解決を目指して相談しやすい環境づくりに努めます。

◆重点項目3 制度の狭間にいる方への支援

障害者手帳をお持ちでない発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等は制度の狭間に置かれやすく、支援につながりにくい傾向があります。これらの方々が、乳幼児期から各ライフステージに応じた支援を受けられるよう、関係機関との連携やネットワークの充実を目指します。

第 2 章 障害福祉サービス等の充実

1. 訪問系サービス

(1) サービス内容

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、『介護給付』として実施される「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

サービス	内 容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 第5期の実績と第6期の見込み

項 目	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用人数	151人 (155)	174人 (160)	164人 (165)	175人	180人	185人
利 用 量	8,165時間 (8,575)	8,204時間 (8,648)	8,146時間 (8,933)	8,750時間	9,000時間	9,250時間

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の4サービスの合計値

※ 利用人数：月間の利用人数

※ 利 用 量：平成30年度、令和元年度は年間合計利用量の1か月平均。令和2年度は9月利用分。

令和3～5年度は利用人数×1人1か月あたりの平均利用量で算出。（以下同様）

※（ ）：第5期の見込み値（以下同様）

(3)第5期の利用実績について

- 実利用者数はほぼ見込み通りですが、利用量は見込みを下回りました。これは、1人当たり利用量が少ない居宅介護サービスを利用する精神障害者が増えたことによります。
- 同行援護は令和元年度に従事者養成研修を開催し、ヘルパー確保に努めました。

(4)第6期のサービス見込み量を確保するための方策

- ヘルパー不足により利用者の需要に対応できない状況が見込まれる場合は、ヘルパー養成研修の開催などを検討し、人材確保に努めます。

2. 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、『介護給付』として実施される「生活介護」「療養介護」「短期入所（ショートステイ）」と『訓練等給付』として実施される「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「就労定着支援」があります。

(1)サービス内容

サービス	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、生産活動や創作活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立訓練（機能訓練）	一定の支援が必要な身体障害者等に対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。
自立訓練（生活訓練）	一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者等に対し、一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。

就労継続支援 A 型	一般企業等への就労が困難な利用開始時 65 歳未満の障害者等に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等への就労が困難な障害者等に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅等への訪問や対象者の来所により生活リズム、家計、体調の管理などに関する課題解決に向けて連絡調整や指導、助言等の支援を行います。

(2) 第 5 期の実績と第 6 期の見込み

項 目		第 5 期（実績）			第 6 期（見込み）		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人利 数用	173 人 (173)	186 人 (178)	187 人 (179)	190 人	191 人	195 人
	利 用量	3,257 人日 (3,257)	3,374 人日 (3,382)	3,328 人日 (3,401)	3,610 人日	3,629 人日	3,705 人日
療養介護	利 用 人 数	13 人 (13)	13 人 (13)	12 人 (14)	13 人	13 人	13 人
短期入所 (福祉型・医療 型)	人利 数用	43 人 (27)	70 人 (29)	31 人 (31)	65 人	70 人	73 人
	利 用量	181 人日 (158)	166 人日 (169)	124 人日 (180)	195 人日	210 人日	219 人日
自立訓練 (機能訓練)	人利 数用	5 人 (4)	2 人 (4)	0 人 (4)	2 人	2 人	2 人
	利 用量	36 人日 (48)	13 人日 (48)	0 人日 (48)	12 人日	12 人日	12 人日
自立訓練 (生活訓練)	人利 数用	9 人 (5)	7 人 (5)	5 人 (5)	7 人	7 人	7 人
	利 用量	138 人日 (85)	22 人日 (85)	23 人日 (85)	35 人日	35 人日	35 人日

項目 (続き)		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	人利 数用	42人 (26)	46人 (29)	31人 (31)	45人	50人	55人
	利 用量	365人日 (364)	481人日 (406)	423人日 (434)	495人日	550人日	605人日
就労継続支援 A型	人利 数用	12人 (13)	12人 (29)	9人 (31)	12人	13人	14人
	利 用量	176人日 (234)	147人日 (252)	149人日 (270)	180人日	195人日	210人日
就労継続支援 B型	人利 数用	246人 (210)	249人 (215)	232人 (221)	250人	252人	255人
	利 用量	3,286人日 (2,954)	3,221人日 (3,010)	3,125人日 (3,094)	3,250人日	3,276人日	3,315人日
就労定着支援	利 用 人 数	7人 (3)	12人 (3)	10人 (3)	16人	18人	21人

(3)第5期の利用実績について

- 自立訓練(機能訓練)は見込みより実績が下回りました。これは、サービス利用期間に制限があることや、他制度との整合を図る中で、類似する介護保険サービスを利用された方がいたことなどによります。
- 自立訓練(生活訓練)は、平成30年度は利用人数・利用量ともに見込みを上回りましたが、その後は利用量が見込みを下回りました。これは、サービス利用期間に制限があることや、不定期の利用者が増えたことなどによります。
- 就労移行支援は、新型コロナウイルス感染症の影響が出る令和元年度末までは、見込みの1.5倍以上の実績がありました。これは、平成30年度の障害者雇用促進法改正により精神障害者の就労が促進されたことなどによります。
- 平成30年度に創設された就労定着支援は、見込みを上回りました。
- 短期入所は、同居の介護者の急病時だけでなく、介護負担の軽減を目的とした利用も促進しました。その結果、利用実績は年度によって増減がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が出る令和元年度末までは、利用人数は見込みを大きく上回りました。

(4)第6期のサービス見込み量を確保するための方策

- 生活介護は、特別支援学校等の卒業生の主な進路となるサービスであるため、既存施設と連携しながら、定員拡充なども含めた働きかけを行っていきます。
- 自立訓練（機能訓練）は、受傷後の復職を目的とした利用希望が増えていますので、利用目的や障害特性などを個別に勘案しながら、サービスを必要とする方の利用が進むよう努めていきます。
- 就労継続支援B型は、市内事業所の数が増えたことから、今後は利用者の目的に沿った事業所選びを支援するため、相談支援専門員等と連携を図ります。
- 短期入所は、家族の急病などの緊急時に利用がしづらい状況があります。「親なき後」の支援を見据えながら、地域生活支援拠点等の整備を検討し、緊急時の受け入れ態勢の強化を図ります。また、緊急時の円滑な利用を促進するため、未利用者に対しては平時から体験的な利用を勧めます。

3. 居住系サービス

(1)サービス内容

住まいの場となる「居住系サービス」には、『介護給付』として実施される「自立生活援助」「施設入所支援」と『訓練等給付』として実施される「共同生活援助（グループホーム）」があります。

サービス	内 容
自立生活援助	居宅で単身などの状況で生活する方に、夜間や休日、住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。

(2) 第5期の実績と第6期の見込み

項目		第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助		0人 (0)	1人 (0)	0人 (1)	1人	2人	2人
	障害者 (うち精神)	0人	1人	0人	1人	2人	2人
共同生活援助	利用人数	111人 (100)	122人 (104)	116人 (108)	122人	123人	125人
	障害者 (うち精神)	29人	28人	27人	28人	28人	28人
施設入所支援	利用人数	58人 (50)	56人 (50)	52人 (49)	54人	55人	56人

※「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の項目として精神障害者を計上する

(3) 第5期の利用実績について

- 自立生活援助は、平成30年度に創設されたサービスであり、利用実績は年度によって増減があります。これは、サービス利用期間に制限があることや、サービスを提供する事業所が少ないことなどによります。市内では令和2年12月に事業所が開設されました。
- 共同生活援助は、実績が見込みを上回りました。令和元年度は日中サービス支援型のグループホームが新設されたことで、前年度実績を上回りました。精神障害者の利用が微減傾向であるのは、おおむね3年間居住した後に退去する「通過型グループホーム」を利用される方が多いことによります。
- 施設入所支援は、平成30年度に50人から58人へと急増した後、減少傾向になっていますが、いずれの年度も見込みを上回りました。

(4)第6期のサービス見込み量を確保するための方策

- 自立生活援助は、市内に事業所が少ないため、安定したサービス提供が依然として難しい状況ですが、単身の在宅生活を支える有効なサービスであるため、既存の事業所と連携してサービス提供の充実に努めます。
- 共同生活援助は、入所施設や長期入院からの地域移行先として利用を促進していきますが、入居者の高齢化・障害の重度化等によって施設入所への移行も進むため、おおむね同程度の利用者数を見込んでいます。

今後もニーズ把握に努め、利用希望者が見込みを上回った場合は、本市において障害福祉サービスの提供実績がある法人等と連携し、新規設置を含めた定員増を検討します。なお、グループホーム内の事故等が発生しているため、事業者と連携し、入居者が安全安心な地域生活を営めるよう努めます。
- 施設入所支援については、基本方針として地域移行を推進していきますが、新規入所のニーズも増加傾向にあるため、令和元年度と同程度の利用者数を見込んでいます。

4. 相談支援

(1)サービス内容

「相談支援」には、障害福祉サービスの適切な利用のために作成する「計画相談支援」と入所施設や病院から地域生活への移行を支援する「地域移行支援」「地域定着支援」があります。

サービス		内 容
計画相談支援		障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害者等に対して、障害福祉サービスの有効性を高めるためにサービス等利用計画を作成し、支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者等、児童福祉施設を利用する18歳以上の障害者等に住居の確保、関係機関との調整等、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
	地域定着支援	施設や病院等から地域生活に移行又は家族との同居からひとり暮らしを始めた障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や支援を行います。

(2) 第5期の実績と第6期の見込み

項 目		第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援		24人 (24)	24人 (25)	18人 (26)	25人	27人	30人
地域移行支援	利用人数	1人 (1)	2人 (1)	0人 (1)	2人	2人	2人
	（うち精神障害者）	1人	1人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	利用人数	1人 (1)	2人 (1)	1人 (1)	2人	2人	2人
	（うち精神障害者）	0人	0人	0人	1人	1人	1人

※「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の項目として精神障害者を計上する

(3) 第5期の利用実績について

- 計画相談支援は、新型コロナウイルス感染症の影響が出る令和元年度末までは、おおむね見込みどおりに推移しました。介護保険法によるケアプランを含めると令和2年3月時点で障害福祉サービス利用者の88%が利用しています。残る12%はセルフプランを作成しており、合計100%を達成しました。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、年度ごとに増減はありますが、おおむね見込みどおりに推移しました。

(4) 第6期のサービス見込み量を確保するための方策

- 計画相談支援は、障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い増えていくことが見込まれます。計画相談支援の質の向上のため、地域自立支援協議会に検討を提案し、専門部会等において研修や人材育成等に取り組みます。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、精神科病院に長期入院している精神障害者の退院

支援に有効であるため、対象となる方への利用促進を進めるとともに、清瀬市精神保健福祉担当者連絡会を活用し、関係機関との連携体制を強化していきます。

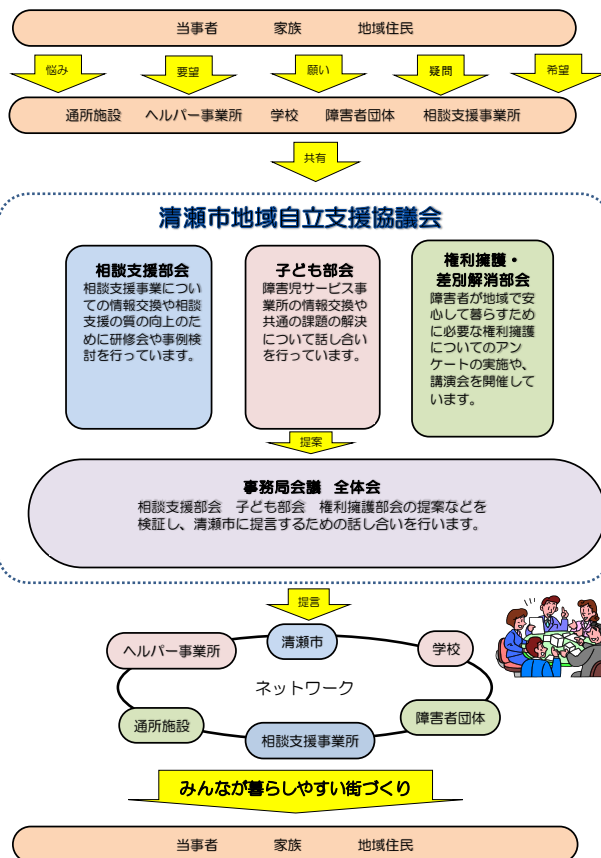
Q

地域自立支援協議会とは何ですか？

A

相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」を設置しています。市が運営主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、学校、就労等の関係機関、障害当事者団体や地域ケアに関する学識経験者等を構成員とし、年2回程度の定例的な全体会議の他に、分野別のテーマについて関係機関が集まって協議する3つの専門部会を開催しています。協議会では、本計画の進捗の確認・評価も行います。

「地域自立支援協議会」を図に表すと…



第 3 章 障害児支援の充実（第 2 期障害児福祉計画）

1. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

(1) サービス内容

障害児支援は、平成 24 年 4 月から児童福祉法サービスとして実施することになり、第 4 期障害福祉計画から数値目標を設定しています。また平成 30 年からは障害児福祉計画として策定することが求められています。

サービス	内 容
児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練及び治療等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児の心身の状況や保護者の障害児通所支援の利用意向等を勘案し、支援の種類や内容等の計画を作成します。

(2) 第1期の実績と第2期の見込み

項目		第1期（実績）			第2期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人利用	29人 (22)	32人 (26)	28人 (27)	32人	34人	36人
	利用量	284人日 (330)	252人日 (338)	371人日 (351)	384人日	408人日	432人日
医療型児童発達支援	人利用	2人 (2)	1人 (3)	1人 (3)	2人	2人	2人
	利用量	10人日 (8)	16人日 (24)	15人日 (24)	20人日	20人日	20人日
放課後等 デイサービス	人利用	131人 (107)	131人 (116)	133人 (124)	138人	140人	142人
	利用量	1,660人日 (1,391)	1,634人日 (1,508)	1,601人日 (1,612)	1,656人日	1,680人日	1,704人日
保育所等訪問 支援	人利用	1人 (1)	1人 (1)	1人 (1)	1人	1人	1人
	利用量	7人日 (2)	9人日 (2)	8人日 (2)	8人日	8人日	8人日
居宅訪問型 児童発達支援	人利用	0人 (0)	0人 (0)	0人 (1)	0人	0人	1人
障害児相談支援	利用人数	12人 (7)	12人 (8)	11人 (9)	13人	15人	17人

(3) 第1期の利用実績について

- 児童発達支援は、年度ごとに増減はありますが、いずれの年度も利用人数は見込みを上回りました。
- 医療型児童発達支援は、平成30年度は利用量が見込みを上回りましたが、その後は利用人数・利用量ともに見込みを下回りました。
- 放課後等デイサービスは、利用人数はほぼ横ばいですが、いずれの年度も見込みを上回りました。

- 保育所等訪問支援の利用人数は見込み通りでした。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がありませんでした。これは外出が困難な重度の障害児のみ対象であること、また、市内に事業所がないことによります。
- 障害児相談支援の利用人数はほぼ横ばいですが、いずれの年度も見込みを上回りました。

(4)第2期のサービス見込み量を確保するための方策

- 児童発達支援は、市内では清瀬市子どもの発達支援・交流センター及び日本社会事業大学附属子ども学園が提供しており、通所児童やその家族への支援を行う療育の場となっています。今後もこの提供体制の維持に努めます。
- 放課後等デイサービスは、市内に8か所あり、障害のある児童の放課後や長期休暇中の療育と居場所になっています。今後も利用ニーズに注視するとともに、地域自立支援協議会の子ども部会での研修などを通して、支援の質の向上に努めます。
- 保育所等訪問支援は、市内では日本社会事業大学附属子ども学園が提供しており、今後もこの提供体制の維持に努めます。
- 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、市内にサービスを提供する事業所がないため、市外事業所との連携に努め、利用希望者へのサービス提供体制事業所の利用調整に努めます。
- 障害児相談支援は、障害児通所支援等の利用者の増加に伴い増えていくことが見込まれるため、相談支援事業所の新規指定を進めます。また、地域自立支援協議会の相談支援部会を開催し、相談支援専門員のスキルアップを図ります。

2. 発達障害者に対する支援

(1) サービス内容

発達障害に起因する困りごとの解決のためには、早期発見・早期支援が欠かせず、幼少期から保護者等が子どもの発達障害の特性を理解することが大切であることから、第2期障害児福祉計画からペアレントプログラムやピアサポート活動等の活動指標を設定します。

(2) 第2期の見込み

(1年あたり)

項目	第2期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 （家族のスキル向上支援事業）	10人	10人	10人
ピアサポートの活動への参加人数 （ピアサポート推進事業）	6人	6人	6人

(3) サービス見込み量を確保するための方策

現在、清瀬市子どもの発達支援・交流センターが、家族のスキル向上支援事業として「ペアレントグループ」、ピアサポート推進事業として「保護者交流会」を開催しています。

ペアレントグループでは、保護者等が発達の特性を理解し、親子がストレスを感じない声かけや伝え方を学ぶ機会を創出しています。

保護者交流会では、通園（児童発達支援）児の保護者が子どもにあった学校・学級の選択について考えるため、通園を卒園した児童の保護者を招き、自身の経験談などの懇談を通して就学のイメージを具体化する機会を創出しています。

今後も効果的な手法や対象者を適宜見直しながら、同様の取り組みを同規模で継続実施し、発達障害児及び家族等を支援します。

第 4 章 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害のある方の地域生活を支援するため地域の实情に応じて市町村が「障害者総合支援法」第 77 条及び 78 条に基づいて実施する事業です。

1. サービスの内容

事業名	内 容
1. 理解促進研修 ・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、教育・福祉・地域等と連携しながら理解の促進に向けた、広報・啓発活動を行います。
2. 自発的活動支援事業	障害のある方もない方も共に支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障害者等やその家族、地域住民等の地域における自発的な活動を支援します。
3. 相談支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題に対して、本人、保護者、介護者等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。
	一般的な相談支援事業に加え、特に相談支援の専門的能力を有する職員を配置した基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援専門員に対する助言指導、人材育成を担うことで、相談支援機能の強化を図ります。
	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。
4. 成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用する際、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や報酬の支払いが困難な場合に助成します。
5. 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害等のある方の権利擁護を図ります。

事業名 (続き)	内 容	
6. 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	
7. 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害と聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術を習得し、災害時や日常生活の様々な場面で聴覚障害者の地域生活を支援する手話奉仕員の養成を行います。	
8. 日常生活用具給付等事業	在宅の障害者等の日常生活上の便宜を図るため支給します。支給する種類は「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」「居宅生活動作補助用具（小規模住宅改修費）」「その他」の7種類です。	
9. 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行い、地域における自立した生活と社会参加を促進します。	
10. 地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。	
11. その他の事業	生活サポート事業	障害支援区分の認定を受けていない障害者等に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、見守りや家事援助等を行います。
	自動車運転免許取得費助成事業	一定の条件を満たす身体障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある障害者等に、その改造費の一部を助成します。
	重度身体障害者等緊急通報システム事業	ひとり暮らし等の重度障害者等に緊急通報システム機器を貸与し、家庭内の緊急事態発生時に民間受診センターに通報する態勢を整備します。
	日中一時支援事業	障害のある方などに日中の活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。

2. 第5期の実績と第6期の見込み

事業名	区分	第5期（実績）			第6期（見込み）			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1. 理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有	
2. 自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有	
3. 相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数 2か所 (2)	2か所 (2)	2か所 (2)	2か所	2か所	2か所	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所数 0か所 (0)	0か所 (0)	0か所 (0)	0か所	0か所	0か所	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	箇所数 1か所 (1)	1か所 (1)	1か所 (1)	1か所	1か所	1か所	
4. 成年後見制度利用支援事業	人利用数	0件 (2)	0件 (2)	1件 (2)	2件	2件	2件	
5. 成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有	
6. 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	利用件数 (年)	124件 (152)	97件 (154)	100件 (156)	108件	130件	154件
		利用人数 (年)	17人 (14)	11人 (14)	11人 (14)	12人	13人	14人
	要約筆記者派遣事業	利用件数 (年)	1件 (1)	0件 (1)	1件 (1)	1件	1件	1件
		利用人数 (年)	1人 (1)	0人 (1)	1人 (1)	1人	1人	1人
7. 手話奉仕員養成研修事業	受講者数 (年)	17人 (35)	14人 (35)	14人 (35)	15人	15人	15人	

事業名 (続き)		区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
8. 日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	利用件数 (年)	9件 (2)	4件 (2)	6件 (2)	6件	6件	6件
	自立生活 支援用具		14件 (20)	9件 (20)	12件 (20)	12件	12件	12件
	在宅療養等 支援用具		11件 (3)	5件 (3)	10件 (3)	10件	10件	10件
	情報・意思疎通 支援用具		16件 (12)	18件 (12)	18件 (12)	18件	18件	18件
	排せつ管理 支援用具		1,666件 (1,675)	1,822件 (1,680)	1,914件 (1,685)	2,000件	2,000件	2,000件
	居宅生活動作 補助用具		1件 (2)	0件 (2)	1件 (2)	2件	2件	2件
	その他		0件 (0)	1件 (0)	1件 (0)	1件	1件	1件
	合計		1,717件 (1,714)	1,859件 (1,719)	1,963件 (1,724)	2,049件	2,049件	2,049件
9. 移動支援事業		利用人数 (月)	141人 (151)	141人 (152)	92人 (153)	140人	143人	145人
		利用時間 (月)	1,208時間 (1,675)	1,196時間 (1,675)	830時間 (1,675)	1,260時間	1,287時間	1,305時間
10. 地域活動支援センター機能強化事業		箇所数	2か所 (2)	2か所 (2)	2か所 (2)	2か所	2か所	2か所
11. その他の事業	生活サポート 事業	利用人数 (年)	6人 (8)	8人 (8)	9人 (8)	10人	10人	10人
	自動車運転免許取得費助成 事業		2件 (1)	0件 (1)	0件 (1)	1件	1件	1件
	自動車改造費 助成事業		0件 (2)	1件 (2)	0件 (2)	1件	1件	1件
	重度身体障害者等緊急通報システム事業		1件 (3)	2件 (3)	3件 (3)	3件	3件	3件
	日中一時 支援事業	利用人数 (月)	24人 (-)	32人 (-)	25人 (-)	32人	33人	34人

3. 第6期のサービス見込み量等を確保するための方策の内容

(1)理解促進研修・啓発事業

障害者週間（12月3日～9日）に市報の特集記事、市内障害者施設の紹介、作品の展示などを通して、地域社会の理解と交流を促進します。外見からわかりづらい発達障害、高次脳機能障害や難病については、障害の特性や必要な配慮等に関する理解を促進するため、ヘルプマークやヘルプカードの普及を図ります。

コラム

12月3日～9日は障害者週間

- ・障害者週間（12月3日～9日）に市内障害者施設の紹介、作品展示を通して、地域社会の理解と交流を促進します。



〔 障害者週間に市民課ロビーに展示した作品 〕

(2)自発的活動支援事業

手話サークルの活動や高次脳機能障害者家族会、視覚障害者・身体障害者等の当事者団体の活動を支援します。また、きよせボランティアセンターに登録する団体等の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。

(3)相談支援事業

①障害者相談支援事業

本市では「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」（主に身体障害と知的障害）と「社会福祉法人 椎の木会」（主に精神障害）に委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

本市では、市障害福祉課や相談支援事業所などが緊密に連携し、基幹相談支援センター

の役割と機能を担ってきました。今後は、本市における相談支援の充実を視野に入れながら、より効果的な相談支援の在り方について検討します。

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

本市では「社会福祉法人 椎の木会」に委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

(4)成年後見制度利用支援事業

本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと」が関係機関と連携しながら事業を進めています。令和元年度には成年後見制度利用促進について検討しました。

今後も成年後見制度の充実・推進に向けて取り組みます。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと」において、市民後見人の養成、法人後見監督の実施及び市民後見人の活動支援を行っており、今後も継続実施します。

コ ラ ム

成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度は、認知症、知的障害または精神障害などにより、判断能力が十分でない方々の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。この成年後見制度の利用を促進するために、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。
- この法律に基づき、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の構築と、権利擁護支援の「中核となる機関（中核機関）」の設置を目指しています。

(6) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者派遣事業

市登録手話通訳者の新規登録を進め、手話通訳者の確保に努めます。

② 要約筆記者派遣事業

本市では、東京手話通訳等派遣センターに委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

本市では、清瀬市社会福祉協議会に委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

(8) 日常生活用具給付等事業

社会環境の変化や、用具開発の状況等を踏まえ、適時に日常生活用具の支給品目の見直しを行います。

(9) 移動支援事業

ヘルパー不足により利用者の需要に対応できない状況が見込まれたため、令和2年度にヘルパー養成研修を開催しました。今後もサービス需要の動向に注視しながら、人材確保に努めます。また、利用者や事業所からの意見聴取を行い、より利用しやすい制度となるよう適時に見直すことを検討します。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

本市では、「社会福祉法人 清瀬わかば会」（主に身体障害と知的障害）「社会福祉法人 権の木会」（主に精神障害）に委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

(11) その他の事業

現在の提供体制を維持しながら、利用対象となる方にはサービスの周知を行い、必要な方にサービスが行き届くよう努めます。

日中一時支援事業については、令和2年12月現在4事業所が登録されており、今後のニーズについて動向を把握した上で適時に新規事業所登録を進めてまいります。

第3部

計画の円滑な運営に向けて

1. 計画の円滑な運営に向けて

市では、計画の円滑な運営に向けて、以下の取り組みを実施します。

(1) 理解促進・重点項目の推進

① 継続的に理解促進等を図る事項

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、市民の理解促進に努めます。

また、本計画の実施を通じて実現を目指す「地域共生社会」の理念や、障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進していきます。

② 重点的に周知し取り組む事項

制度の狭間にいる方に対しても、専門職による相談窓口を置き、周知するとともに、乳幼児期から各ライフステージに応じた支援を受けられるよう、関係機関との連携やネットワークの充実に努めます。

また、サービス未利用者に対しても一般相談支援事業所で受ける相談などを通してニーズの把握とともに充実した支援体制を構築していきます。「親なき後」を見据えた体制づくりである地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行います。

(2) 計画の進行管理

「障害福祉計画」ならびに「障害児福祉計画」の評価については既に年1回、地域自立支援協議会において実施しており結果を公表しています。これからもPDCAサイクルによる分析・評価を行い、地域自立支援協議会に意見を求めるとともに、今後の社会事情の変化や新たな国・都の施策、近隣市や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行い、事業の一層の充実に努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ



Plan（計画）	成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込み量の設定やその他確保の方法や方策等を定めます。
Do（実行）	計画の内容を踏まえ、事業を実施します。
Check（評価）	成果目標及び活動指標について、1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析評価を行います。 その結果について地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、公表します。
Action（改善）	中間評価等の結果を踏まえ、必要があるときは、計画の見直し等を実施します。

(3) サービス利用者の権利を守るために

適切なサービス提供等により日々の安心した生活が送れるよう、以下のような施策により対応します。

① サービス利用に対する不服がある場合

障害支援区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができます。

障害支援区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会）が苦情処理機関として位置づけられています。

②権利擁護体制の充実

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。本計画においては、地域生活支援事業において「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」を実施し、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援します。

また、「きよせ権利擁護センター あいねっと」（社会福祉協議会）では、支援を必要とする人の利用の意向を踏まえて、「福祉サービスの利用援助」「日常金銭管理」「書類などの預かりサービス」等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しており、市ではこれら各種サービスの案内や紹介を適切にすすめ、権利擁護体制の充実に努めます。

③障害のある人等に対する虐待の防止

「障害者虐待防止法」は、虐待によって障害者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律です。虐待を受けている障害者本人だけではなく、虐待をしてしまう家族など養護者への支援が定められ、虐待に気づいた人の通報にともなう立ち入り調査や一時保護が可能であることを規定しています。

市では、障害福祉課に虐待防止センターを設置しています。市民への啓発や事業所及び関係機関との連携により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、早期発見・早期解決を目指して相談しやすい環境づくりに努めます。

(4)サービスの質の確保

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

市民にはこうした評価結果の周知を図る一方、サービス提供事業者には福祉サービス第三者評価^{*}の受審や、都などが実施するサービス従業者研修などの情報を伝え、サービスの向上と質を確保します。

第4部

資料

1. 清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清瀬市における障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を、市長の諮問によって検討及び調査するための機関として、清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、必要な事項の検討及び調査を行い、原案を作成して市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員10人以内を市長が委嘱して組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域の障害福祉に関する団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 別に定める関係機関に属する者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見、助言等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する報告をしたときまでとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2. 計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長（五十音順、敬称略）

	氏名	所属	委員区分
1	岩澤 寿美子	清瀬市子どもの発達支援・交流センター センター長	福祉団体代表
2	奥山 裕司	清瀬市障害者福祉センター センター長	福祉団体代表
3	菊間 英子	公募委員	一般公募市民
4	◎富永 健太郎	日本社会事業大学 講師	学識経験者
5	外山 裕介	都立清瀬特別支援学校 校長	関係機関
6	長汐 道枝	社会福祉法人清瀬わかば会 評議員	福祉団体代表
7	○仁田坂 和夫	清瀬育成園ひだまりの里きよせ 施設長	福祉団体代表
8	橋本 修一	清瀬療護園 施設長	福祉団体代表
9	渡邊 誉浩	清瀬市地域生活支援センターどんぐり 室長	福祉団体代表

所属は令和2年10月現在

3. 計画策定委員会開催概要

	開催日	主な内容
第1回	令和2年 10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、正副委員長選出 ・諮問 ・計画の内容等について ・スケジュール等
第2回	令和2年 10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画全体の構成 ・清瀬市の現況 ・障害福祉計画・障害児福祉計画に関する基本的理念 ・成果目標（数値目標）の検討 ・市民ヒアリングの対象者選定
第3回	令和2年 11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的理念・重点目標・成果目標 ・障害福祉サービス等の見込量 ・市民ヒアリングの進捗報告
第4回	令和2年 12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援・地域生活支援事業 ・共同生活援助の今後の方策について ・計画素案の確認 ・今後の策定スケジュール

4. パブリックコメント及び市民説明会の実施

パブリックコメント	公表対象	清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）
	期間	令和3年2月1日～2月22日
	公表対象の閲覧方法	市ホームページ、市内各公共施設

市民説明会	実施期間	令和3年2月1日～2月22日
	実施場所	市ホームページ（オンラインによる動画説明）
	内容	「清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）」について

5. 用語解説

■ あ・ア 行	
愛の手帳 (あいのでちょう)	知的障害者（児）が各種のサービス（手当、制度等）を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度は知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区分されます。 なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。 (関連用語：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)
■ か・カ 行	
介護給付 (かいごきゅうふ)	障害者総合支援法に定められたサービスのうち、在宅で訪問により受けるサービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護等）、通所施設等で受けるサービス（療養介護・生活介護）、住まいの場で受けるサービス（施設入所支援）を指します。
緊急通報システム (きんきゅうつうほうしずむ)	居宅で緊急を要する事態に陥ったときに、簡単な操作で消防庁等へ通報できるシステムです。ひとり暮らしの重度身体障害者等や、ひとり暮らし等の高齢者の世帯に端末機を設置します。
共生社会 (きょうせいしゃかい)	子ども・高齢者・障害者など全ての人々がいきいきと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。
訓練等給付 (くんれんとうきゅうふ)	障害者総合支援法に定められたサービスのうち、機能回復や就労をめざすために、住まいの場として受けるサービス（共同生活援助等）や、通所により利用するサービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を指します。
ケアマネジメント	厚生労働省の障害者ケアガイドラインでは、「障害者の地域における生活を支援するために、希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法」としています。
権利擁護 (けんりようご)	知的障害や精神障害、認知症などのため、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある方に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行います。
高次脳機能障害 (こうじのうきのうしょうがい)	脳卒中などの病気や交通事故等により、脳の一部がキズ（損傷）を受けると、その損傷部位により特定の症状が出ます。注意・思考・記憶・言語などの認知機能や、感情・意欲及び社会的行動の障害などで、これらの障害により、社会生活に困難をきたしている方々がいます。 外見上は障害が目立たないため、周囲の人から理解されにくく、本人も自分の障害を認識することが難しい特徴があります。

■ か・カ 行	
合理的配慮 (ごうりてきはいいりよ)	障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止されます。また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うことが求められます。この合理的配慮は、個別のケースで内容・方法が異なりますが、典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することがあげられます。

■ さ・サ 行	
社会的障壁 (しゃかいてきしょうへき)	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などがあげられます。
身体障害者手帳 (しんたいしょうがいしゃてちょう)	身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となります。手帳の交付対象となる障害の範囲は、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により1級から7級までの区分が設けられています。（ただし、7級の障害が一つのみでは手帳の対象にはなりません。）（関連用語：愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）
ストーマ装具 (すとーまそうぐ)	ストーマは、ギリシャ語で「口」を意味し、転じて「手術によって腹壁に造られた排泄口」を指します。ストーマ装具には、消化器系と尿路系があります。 直腸や膀胱などの疾患により人工肛門や人工膀胱を造設した際にストーマ装具を用いて排泄の管理を行います。
精神障害者保健福祉手帳 (せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう)	精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々に、様々な支援策が講じられます。障害の程度により1級から3級までの区分があります。（関連用語：愛の手帳、身体障害者手帳）
成年後見制度 (せいねんこうけんせいど)	認知症、知的障害、精神障害などの理由で意思決定に不安がある方について、その不十分な判断能力を補い、本人の権利が守られるようにする制度です。本人が判断能力のあるうちに予め後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれています。

■ た・タ 行	
第三者評価 (だいさんしゃひょうか)	市民の良質なサービスの選択や事業者の自己改善を促していくために、東京都が認定した評価機関（第三者）が実施する福祉サービスの評価事業です。

■ た・タ 行	
地域活動支援センター (ちいきかつどうしえんせんたー)	障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産的活動の機会の提供及び、社会的交流の促進を図る等、必要なサービスを適切かつ効果的に行うための場所です。
地域生活支援事業 (ちいきせいかつしえんじぎょう)	指定障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」があります。地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施されるものです。
地域福祉計画 (ちいきふくしけいかく)	地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用の促進、社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進を図るため、社会福祉法に基づき市区町村が策定する計画で、清瀬市では平成 15 年 3 月に地域福祉計画をはじめとする 5 つの分野の個別計画の性格を併せ持つ清瀬市保健福祉総合計画として策定されています。
通級指導学級 (つうきゅうしどうがっきゅう)	通常の学級に在籍し、その学級の学習に概ね参加できるが、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) などの障害に応じた特別な指導も並行して受ける必要がある児童・生徒が、特別な教育課程によって指導を受ける学級のことです。
特別支援学校 (とくべつしえんがっこう)	視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児又は病弱児 (身体虚弱児を含む) に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校のことです。
特別支援教育 (とくべつしえんきょういく)	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のことです。
特別支援教室 (とくべつしえんきょうしつ)	学習障害 (LD)・注意欠陥多動性障害 (ADHD)・高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、チーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室のことです。

■ は・ハ行	
発達障害 (はったつしょうがい)	発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されています。
バリアフリー	「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁 (バリア Barrier) となるものを除去 (フリー Free) する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用います。

■ は・八行	
法定雇用率 (ほうていこようりつ)	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。
補装具 (ほそうぐ)	身体障害者の身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義肢、装具、車いすなどがあります。

■ や・ヤ行	
要約筆記 (ようやくひっき)	話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝達する方法。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられてきています。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆者が行います。
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすい、使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、情報、生活環境をデザイン（計画・実施）するという考え方です。

■ ら・ラ行	
ライフステージ	障害者（児）の自立と社会参加を促進するために、人間の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けたそれぞれの段階を言います。それぞれの段階を通じて、必要とする療育や教育、保健・医療・福祉サービス、就労・生活環境等の調整を図ることにより、地域において適切なサービスが切れ目なく提供されるよう、総合的・体系的な仕組みを推進することが求められています。
リハビリテーション	昭和 57 年の国連による定義に、「身体的、精神的、かつまた社会的にもっとも適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ時間を限定したプロセス」とあります。 ここでは、歩行能力やその他運動機能面に障害のある方に対して、身体機能や生活動作の維持・改善や復職等をめざして理学療法士が個別支援計画に基づき機能訓練やアドバイス等を行うことです。
療育 (りょういく)	障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と治療教育です。
レスパイト	障害のある人などを在宅で介護・支援している家族の負担を減らすことを目的に、一時的に介護を代替し、休息等を図ってもらうことです。

清瀬市障害者計画

清瀬市第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）

令和3年3月

発行 清瀬市 健康福祉部 障害福祉課

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

TEL 042-492-5111（代表）

FAX 042-492-5139



KIYOSE CITY